

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考																
		<p><u>第5 防災行動計画（タイムライン）の作成</u> <u>国，地方公共団体等の防災関係機関は，他の関係機関と連携の上，災害時に発生する状況を予め想定し，各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また，災害対応の検証等を踏まえ，必要に応じて同計画の見直しを行うとともに，平時から訓練や研修等を実施し，同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p>																	
18	<p>第3節 宮城県内の地震等観測体制 （略）これにより，地震や津波の早期検知と，緊急地震速報や津波警報等の更新<u>及び</u> <u>び</u> _____ 沖合の津波観測に関する情報の迅速化や精度向上が図られている。 （略）</p>	<p>第3節 宮城県内の地震等観測体制 （略）これにより，地震や津波の早期検知と，緊急地震速報や津波警報等の更新<u>の</u> <u>早期発信が期待されるほか，</u> _____ 沖合の津波観測に関する情報の迅速化や精度向上が図られている。 （略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>																
25	<p>第4節 宮城県の津波被害 第1及び第2 （略） 第3 東日本大震災の津波災害の概況 1から<u>3</u>まで （略） <u>4</u> 津波の到達時間 （参考）津波の到達時間</p> <table border="1" data-bbox="286 863 947 943"> <thead> <tr> <th>対象箇所</th> <th>津波の高さ</th> <th><u>到達時刻</u></th> <th>出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石巻市鮎川</td> <td>8.6m以上</td> <td>15:26</td> <td>気象庁資料</td> </tr> </tbody> </table>	対象箇所	津波の高さ	<u>到達時刻</u>	出典	石巻市鮎川	8.6m以上	15:26	気象庁資料	<p>第4節 宮城県の津波被害 第1及び第2 （略） 第3 東日本大震災の津波災害の概況 1から<u>2</u>まで （略） <u>3</u> 津波の到達時間 （参考）津波の到達時間</p> <table border="1" data-bbox="1189 863 1850 943"> <thead> <tr> <th>対象箇所</th> <th>津波の高さ</th> <th><u>最大波の到達時刻</u></th> <th>出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石巻市鮎川</td> <td>8.6m以上</td> <td>15:26</td> <td>気象庁資料</td> </tr> </tbody> </table>	対象箇所	津波の高さ	<u>最大波の到達時刻</u>	出典	石巻市鮎川	8.6m以上	15:26	気象庁資料	<p>➤ 記述の適正化</p>
対象箇所	津波の高さ	<u>到達時刻</u>	出典																
石巻市鮎川	8.6m以上	15:26	気象庁資料																
対象箇所	津波の高さ	<u>最大波の到達時刻</u>	出典																
石巻市鮎川	8.6m以上	15:26	気象庁資料																

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
	第2章 災害予防対策	第2章 災害予防対策	
	第1節（略）	第1節（略）	
32	<p>第2節 津波に強いまちの形成</p> <p>第1及び第2（略）</p> <p>第3 津波避難を考慮した土地利用計画・施設配置</p> <p>沿岸市町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等に努める。</p> <hr/> <p>第4（略）</p>	<p>第2節 津波に強いまちの形成</p> <p>第1及び第2（略）</p> <p>第3 津波避難を考慮した土地利用計画・施設配置</p> <p>沿岸市町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等に努める。</p> <p><u>なお、国及び県、沿岸市町は、地域の特性に応じた避難関連施設の整備の推進に配慮するよう努める。</u></p> <p>第4（略）</p>	<p>➤ 「防災基本計画」の修正</p>
32	<p>第5 地震防災緊急事業五箇年計画</p> <p>知事は、地震防災対策特別措置法の施行に伴い、地震により著しい被害が生ずる恐れがあると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して、地震防災緊急事業五箇年計画（以下「五箇年計画」という。）を策定している。</p> <hr/>	<p>第5 地震防災緊急事業五箇年計画</p> <p>知事は、地震防災対策特別措置法の施行に伴い、地震により著しい被害が生ずる恐れがあると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して、地震防災緊急事業五箇年計画（以下「五箇年計画」という。）を策定している。</p> <p><u>なお、計画の策定に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮し、積雪寒冷地特有の課題や、沿岸地特有の地理的条件についても配慮する。</u></p> <p><u>また、災害応急対策等の内容と十分調整のとれたものとする。</u></p>	<p>➤ 「推進基本計画」の修正</p>
32	<p>1 計画期間</p> <p>(1) から (4) まで（略）</p> <p>(5) 第5次五箇年計画—平成28～<u>32</u>年度</p> <p>(新設)</p>	<p>1 計画期間</p> <p>(1) から (4) まで（略）</p> <p>(5) 第5次五箇年計画—平成28～<u>令和2</u>年度まで</p> <p><u>(6) 第6次五箇年計画—令和3～7年度</u></p>	<p>➤ 記述の適正化</p> <p>➤ 「第6次地震防災緊急事業五箇年計画」の策定</p>
33	<p>事業主体別事業計画額一覧</p> <p>(単位：百万円)</p>	<p>事業主体別事業計画額一覧</p> <p>(単位：百万円)</p>	<p>➤ 「第6次地震防災緊急事業五箇年</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
46	第6節 建築物等の <u>安全化</u> 対策 第1 (略) 第2 公共建築物 1及び2 (略)	第6節 建築物等の <u>予防</u> 対策 第1 (略) 第2 公共建築物 1及び2 (略)	➤ 記述の適正化
47	4 <u>耐震診断の実施及び公表</u> 県は、公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとに、耐震性に係るリストの <u>作成及び公表に努める。</u>	4 <u>耐震診断の実施</u> 県は、公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとに、耐震性に係るリストを <u>作成し、市町村が計画的に耐震改修事業を実施するよう支援する。</u>	➤ 記述の適正化
47	第3 一般建築物 1及び2 (略) 3 建築物の耐浪性の確保 やむを得ず津波による被災の危険性の高い箇所に立地する場合は、浸水対策、鉄筋コンクリート造等の堅ろうな建築物とする <u>等</u> の耐浪性の確保に努める。 第4から第7まで (略)	第3 一般建築物 1及び2 (略) 3 建築物の耐浪性の確保 やむを得ず津波による被災の危険性の高い箇所に立地する場合は、浸水対策、鉄筋コンクリート造等の堅ろうな建築物とする <u>など</u> の耐浪性の確保に努める。 第4から第7まで (略)	➤ 記述の適正化
48	第8 津波災害特別警戒区域の建築物の安全対策 (略) なお、津波災害特別警戒区域の指定がない場合においても、津波による危険の著しい区域については、災害廃棄物の発生を抑制するため、浸水対策、鉄筋コンクリート造等の堅ろうな建築物とする <u>等</u> の建築物の耐浪化等に努める。 第9 (略)	第8 津波災害特別警戒区域の建築物の安全対策 (略) なお、津波災害特別警戒区域の指定がない場合においても、津波による危険の著しい区域については、災害廃棄物の発生を抑制するため、浸水対策、鉄筋コンクリート造等の堅ろうな建築物とする <u>など</u> の建築物の耐浪化等に努める。 第9 (略)	➤ 記述の適正化
54	第7節 ライフライン施設等の予防対策 第1から第4まで (略) 第5 電力施設 1から6まで (略) 7 電力供給体制及び広報の実施 電気事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等 <u>が必要なことから、電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。</u> 8 (略) 第6から第9まで (略)	第7節 ライフライン施設等の予防対策 第1から第4まで (略) 第5 電力施設 1から6まで (略) 7 電力供給体制及び広報の実施 電気事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等 <u>に加え、医療施設や避難所等での防寒対策及び夏季の熱中症対策</u> が必要なことから、電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。 8 (略) 第6から第9まで (略)	➤ 「推進基本計画」の修正

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
55	<p>第6 ガス施設</p> <p>1 (略)</p> <p>2 都市ガス施設</p> <p>(1) から (4) まで (略)</p> <p>(5) ガス事業者は、保安電力等重要な電気設備の想定津波高さに応じた津波・浸水対策を実施するとともに、津波による漂流物の衝突により導管が破損することによる二次災害の防止のため、衝突のおそれのある導管を特定し、関係する遮断装置をリスト化する等[〃]の津波対策に努める。</p> <p>第7から第9まで (略)</p>	<p>第6 ガス施設</p> <p>1 (略)</p> <p>2 都市ガス施設</p> <p>(1) から (4) まで (略)</p> <p>(5) ガス事業者は、保安電力等重要な電気設備の想定津波高さに応じた津波・浸水対策を実施するとともに、津波による漂流物の衝突により導管が破損することによる二次災害の防止のため、衝突のおそれのある導管を特定し、関係する遮断装置をリスト化する[〃]の津波対策に努める。</p> <p>第7から第9まで (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
58	<p>第8節 危険物施設等の予防対策</p> <p>第1 目的</p> <p>(略)</p> <p>このため、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する等[〃]、地震・津波対策と防災教育や防災訓練の積極的実施を推進する。</p> <p>(略)</p>	<p>第8節 危険物施設等の予防対策</p> <p>第1 目的</p> <p>(略)</p> <p>このため、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する[〃]、地震・津波対策と防災教育や防災訓練の積極的実施を推進する。</p> <p>(略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
58	<p>第2 各施設の予防対策</p> <p>(略)</p> <p>また、大容量泡放射システム運搬車両の確保や、運搬経路の複数化、地震・津波発生時の活動や防災組織との連携、周辺住民の避難対策等について検討を行う。</p> <p>第3から第6まで (略)</p>	<p>第2 各施設の予防対策</p> <p>(略)</p> <p>また、[〃]地震・津波発生時の活動や防災組織との連携、周辺住民の避難対策等について検討を行う。</p> <p>第3から第6まで (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
61	<p>第9節 防災知識の普及</p> <p>第1 目的</p> <p>(略)</p> <p>このため、県、沿岸市町及び防災関係機関は、所属職員に対し、マニュアル等の作成・配付、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、防災知識の普及に努める。また、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながら、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。</p>	<p>第9節 防災知識の普及</p> <p>第1 目的</p> <p>(略)</p> <p>このため、県、沿岸市町及び防災関係機関は、所属職員に対し、マニュアル等の作成・配付、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、防災知識の普及に努める。また、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながら、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。</p> <p><u>なお、津波に関する防災教育、防災訓練、津波からの避難の確保を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。</u></p>	<p>➤ 「防災基本計画」の修正</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
61	<p>(略)</p> <p>第2 防災知識の普及、徹底</p> <p>1 職員への防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識</p> <p>(4) から (6) まで (略)</p>	<p>(略)</p> <p>第2 防災知識の普及、徹底</p> <p>1 職員への防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識 <u>(後発地震への注意を促す情報が発信された場合を含む)</u></p> <p>(4) 及び (6) (略)</p>	<p>➤ 「推進基本計画」の修正</p>
62	<p>(新設)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p>	<p><u>(7) 後発地震への注意を促す情報及びこれに基づきとられる措置に関する知識</u></p> <p><u>(8)</u> (略)</p>	<p>➤ 「推進基本計画」の修正</p> <p>➤ 条項ずれ</p>
62	<p>2 住民への防災知識の普及</p> <p>(1) 防災関連行事の実施</p> <p>イ 総合防災訓練、講演会等の実施</p> <p>県及び沿岸市町は、住民の防災意識の向上を図るため、防災関係機関と連携し、総合防災訓練、防災に関する講演会等を実施する。</p> <p>実施に際しては、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、広く周知させるとともに、<u>地元住民</u>の積極的な参加を呼びかける。この際、防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割等を住民に周知させる。</p>	<p>2 住民等への防災知識の普及</p> <p>(1) 防災関連行事の実施</p> <p>イ 総合防災訓練、講演会等の実施</p> <p>県及び沿岸市町は、<u>住民等</u>の防災意識の向上を図るため、防災関係機関と連携し、総合防災訓練、防災に関する講演会等を実施する。</p> <p>実施に際しては、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、広く周知させるとともに、<u>住民等</u>の積極的な参加を呼びかける。この際、防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割等を<u>住民等</u>に周知させる。</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
62	<p>ロ 防災とボランティア関連行事の実施</p> <p>県及び沿岸市町は、毎年1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」、1月17日の「防災とボランティアの日」にも広く<u>地元住民</u>を対象とした、防災関連行事の実施に努める。</p>	<p>ロ 防災とボランティア関連行事の実施</p> <p>県及び沿岸市町は、毎年1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」、1月17日の「防災とボランティアの日」にも広く<u>住民等</u>を対象とした、防災関連行事の実施に努める。</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
62	<p>(2) 及び (3) (略)</p> <p>(4) 普及・啓発の実施</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 住民への普及・啓発事項</p> <p>県及び沿岸市町は、<u>教育機関、民間団体等との密接な連携</u>の下、以下の事項について、防災に関するテキストやマニュアルの配布、</p>	<p>(2) 及び (3) (略)</p> <p>(4) 普及・啓発の実施</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>住民等</u>への普及・啓発事項</p> <p>県及び沿岸市町は、<u>地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織、各種商工団体、その他の公共的団体、教育機関、民間団体等との密接な連携</u>の下、以下の事項について、防災に関するテキストやマニュアルの配布、</p>	<p>➤ 「推進基本計画」の修正</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
	<p>広報誌，パンフレット，新聞広告及びインターネット(ホームページ，メール，ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)等)，テレビ・ラジオ局，CATV局の番組，ビデオ・フィルムの製作・貸出，文字放送等の多種多様な広報媒体の活用や，有識者による防災をテーマとした研修や講演会，講習会，シンポジウム，座談会，実地研修等の開催等により，普及・啓発を図る。</p>	<p>広報誌，パンフレット，新聞広告及びインターネット(ホームページ，メール，ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)等)，テレビ・ラジオ局，CATV局の番組，ビデオ・フィルムの製作・貸出，文字放送等の多種多様な広報媒体の活用や，有識者による防災をテーマとした研修や講演会，講習会，シンポジウム，座談会，実地研修等の開催等により，普及・啓発を図る。</p>	
63	<p>【住民等への普及・啓発を図る事項】</p> <p>①から③まで（略）</p> <p>（新設）</p> <p>④（略）</p> <p>⑤ 避難行動に関する知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・ <u>安全な親戚・知人宅，ホテル・旅館等の避難場所，避難経路等の確認</u> ・（略） <p>⑥（略）</p> <p>⑦（略）</p> <p>⑧ 家庭内での予防・安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・ 非常持出品(救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池 <u>等</u>)の準備 ・（略） <p>⑨ 災害時にとるべき行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・ その他津波警報等の発表時や避難指示等の発令時 <u>にとるべき行動</u> ・（略） <p>⑩ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・（新設） 	<p>【住民等への普及・啓発を図る事項】</p> <p>①から③まで（略）</p> <p>④ <u>後発地震への注意を促す情報及びこれに基づきとられる措置に関する知識</u></p> <p>⑤（略）</p> <p>⑥ 避難行動に関する知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・ <u>指定緊急避難場所</u>，安全な親戚・知人宅，ホテル・旅館等の避難場所，避難経路等の確認 ・（略） <p>⑦（略）</p> <p>⑧（略）</p> <p>⑨ 家庭内での予防・安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・ 非常持出品(救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池，<u>防寒具</u>等)の準備 ・（略） <p>⑩ 災害時にとるべき行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・ その他津波警報等の発表時や避難指示等の発令時，<u>後発地震への注意を促す情報が発信された場合</u>にとるべき行動 ・（略） <p>⑪ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・ <u>住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施</u> 	<p>➤ 「推進基本計画」の修正</p> <p>➤ 条項ずれ</p> <p>➤ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
	<p>り高度かつ実践的な防災訓練を行う。 (1) から (3) まで (略) 3 (略) 第4及び第5 (略)</p>	<p>り高度かつ実践的な防災訓練を行う。 (1) から (3) まで (略) 3 (略) 第4から第9まで (略)</p>	
74	<p>(新設)</p> <p>第6 (略) 第7 (略) 第8 (略)</p>	<p><u>第6 救助・救急関係機関の教育訓練</u> <u>救助・救急関係省庁，地方公共団体及び関係事業者は，職員の安全確保を図りつつ，効率的な救助・救急活動を行うため，「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め，相互の連携体制の強化を図るとともに，職員の教育訓練を行い，救助・救急機能の強化を図るものとする。</u></p> <p>第7 (略) 第8 (略) 第9 (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化 ➤ 条項ずれ</p>
76	<p>第9 訓練及び普及内容 1 (略) 2 船舶に対する内容 (1) (略) (2) 津波警報等が発表された場合，以下の対応を基本とした避難行動をとること。 イ 沖合で航行・操業中に津波警報等が発表されたら，直ちに陸から離れた水深の深い安全水域(以下「沖」という。)へ避難すること。ただし，沖合であっても，海底地形，港形によって沖への避難が困難な地域では，陸上への避難を検討する<u>等</u>，人命を最優先に対処する。 ロからニまで (略)</p>	<p>第10 訓練及び普及内容 1 (略) 2 船舶に対する内容 (1) (略) (2) 津波警報等が発表された場合，以下の対応を基本とした避難行動をとること。 イ 沖合で航行・操業中に津波警報等が発表されたら，直ちに陸から離れた水深の深い安全水域(以下「沖」という。)へ避難すること。ただし，沖合であっても，海底地形，港形によって沖への避難が困難な地域では，陸上への避難を検討する<u>など</u>，人命を最優先に対処する。 ロからニまで (略)</p>	<p>➤ 条項ずれ ➤ 記述の適正化</p>
79	<p>第11節 地域における防災体制 第1から第3まで (略) 第4 自主防災組織の活動 1 (略) 2 地震・津波発生時の活動 (1) から (3) まで (略) (4) 避難の実施 沿岸市町長又は警察官<u>等</u> から避難 指示等が<u>発令された</u>場合には，住民に対して周知徹底を図り，迅速かつ円滑に避難場所に誘導</p>	<p>第11節 地域における防災体制 第1から第3まで (略) 第4 自主防災組織の活動 1 (略) 2 地震・津波発生時の活動 (1) から (3) まで (略) (4) 避難の実施 沿岸市町長又は警察官<u>若しくは海上保安官等</u>から避難の指示等が<u>行われた</u>場合には，住民に対して周知徹底を図り，迅速かつ円滑に避難場所に誘導</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
109	<p>(2) から (5) まで (略) 2から4まで (略)</p> <p>5 県職員の動員配備 (1) から (4) まで (略) (5) 被災沿岸市町への職員の派遣 (略)</p> <p>イ 初動派遣職員 被災沿岸市町に対し、被害状況及び応急対策の実施状況等に関する情報（人命救助、人的・物的被害、指定避難所設置、必要な物資等に係る被災沿岸市町の現状及び要望等）を収集し、<u>被災沿岸市町職員に代わって宮城県総合防災情報システム（MIDORI）、防災FAX（市町村被害状況報告要領に基づく報告様式）</u> 又は持参した衛星携帯電話により、地方支部及び地域部等に _____ 報告する。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ また、県災害対策本部と <u>市町村</u> 災害対策本部間の総合調整を行うとともに、必要に応じて、被災沿岸市町に参集した応援自治体間の情報共有と応援方針等の確認等を目的に応援自治体等連絡会議を主催する。</p>	<p>(2) から (5) まで (略) 2から4まで (略)</p> <p>5 県職員の動員配備 (1) から (4) まで (略) (5) 被災沿岸市町への職員の派遣 (略)</p> <p>イ 初動派遣職員 被災沿岸市町に対し、被害状況及び応急対策の実施状況等に関する情報（人命救助、人的・物的被害、指定避難所設置、必要な物資等に係る被災沿岸市町の現状及び要望等）を収集し、<u>防災行政無線電話・防災行政無線FAX</u> _____ 又は持参した衛星携帯電話により、地方支部 _____ 等に<u>迅速かつ正確</u>に報告する。<u>被災沿岸市町において災害対策本部が設置された場合は、本部会議の内容等についても情報収集を行う。その際、被害状況等について、被災市町村職員に代わって宮城県総合防災情報システム（MIDORI）により報告する。</u>また、県災害対策本部と <u>沿岸市町</u>災害対策本部間の総合調整を行うとともに、必要に応じて、被災沿岸市町に参集した応援自治体間の情報共有と応援方針等の確認等を目的に応援自治体等連絡会議を主催する。</p>	<p>➤ 「被災市町村に対する県職員の初動派遣等に関する要領」の修正</p> <p>➤ 記述の適正化</p>
109	<p><u>ロ 災害対策本部会議連絡員の派遣</u> <u>被災沿岸市町において災害対策本部が設置された場合、本部会議の内容等について情報収集を行う職員を派遣することができる。</u> <u>なお、上記イに規定する初動派遣職員が派遣されている期間は当該職員が兼ねるものとする。</u></p> <p>△ 災害応援従事職員の派遣 (略)</p> <p>(6) から (8) まで (略)</p> <p><u>5</u> (略) 第3から第9まで (略)</p>	<p>(削除)</p> <p>ロ 災害応援従事職員の派遣 (略)</p> <p>(6) から (8) まで (略)</p> <p><u>6</u> (略) 第3から第9まで (略)</p>	<p>➤ 「被災市町村に対する県職員の初動派遣等に関する要領」の修正</p> <p>➤ 条項ずれ</p> <p>➤ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
114	<p>第18節 防災拠点等の整備・充実</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 防災拠点の整備及び連携</p> <p>1から3まで (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>4</u> (略)</p>	<p>第18節 防災拠点等の整備・充実</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 防災拠点の整備及び連携</p> <p>1から3まで (略)</p> <p><u>4 国、県及び沿岸市町は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。</u></p> <p><u>5</u> (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p> <p>➤ 条項ずれ</p>
115	<p>第3 防災拠点機能の確保・充実</p> <p>1 県、沿岸市町及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、<u>代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>第4から第6まで (略)</p>	<p>第3 防災拠点機能の確保・充実</p> <p>1 県、沿岸市町及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、<u>再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>第4から第6まで (略)</p>	<p>➤ 「防災基本計画」の修正</p>
117	<p>第19節 相互応援体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 相互応援体制の整備</p> <p>1 受入れ体制の整備</p> <p>県、沿岸市町及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他都道府県、市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置づけるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整える。</p> <p><u>県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の</u></p>	<p>第19節 相互応援体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 相互応援体制の整備</p> <p>1 受入れ体制の整備</p> <p>県、沿岸市町及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他都道府県、市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置づけるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整える。</p> <p><u>なお、資機材、人員等の配備手配に当たっては、積雪寒冷地特有の課題を踏まえた資機材の配備や訓練等を行うよう配慮する。</u></p> <p><u>また、県及び沿岸市町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の</u></p>	<p>➤ 「推進基本計画」の修正</p> <p>➤ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
	<p>執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p>2及び3（略）</p> <p>第3から第5まで（略）</p>	<p>執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p>2及び3（略）</p> <p>第3から第5まで（略）</p>	
119	<p>第6 医療相互応援体制の整備</p> <p>県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</p>	<p>第6 医療相互応援体制の整備</p> <p>県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
120	<p>第7 他都道府県との応援体制の整備</p> <p>1から3まで（略）</p> <p>4 東北地方における国土交通省所管公共施設の災害時の相互応援</p> <p>「東北地方における国土交通省所管公共施設の災害時の相互応援に関する申し合わせ」により、県土木部は、大規模災害発生直後に、円滑かつ迅速な応急復旧を行うため、各関係機関の応援協力を得る体制の整備に努める。</p> <p>5（略）</p>	<p>第7 他都道府県との応援体制の整備</p> <p>1から3まで（略）</p> <p>4 東北地方における _____ 災害時の相互応援</p> <p>「東北地方における _____ 災害等の相互応援に関する協定 _____」により、県土木部は、大規模災害発生直後に、円滑かつ迅速な応急復旧を行うため、各関係機関の応援協力を得る体制の整備に努める。</p> <p>5（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
121	<p>第8 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備</p> <p>緊急消防援助隊は、災害発生初期の救援活動を迅速に行うため、「消防組織法」（昭和22年法律第226号）及び「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（平成16年2月6日付け消防震第9号総務大臣通知）並びに「緊急消防援助隊運用要綱 _____」（平成16年3月26日付け消防震第19号消防庁長官通知）に基づき各都道府県に編成された全国規模の組織であり、各消防本部に所属する救助隊や救急隊などを事前に登録し、消防庁長官の求め又は指示に応じて地震などの大規模災害時に被災地に出動する。</p> <p>県は「宮城県緊急消防援助隊受援計画（平成26年4月）」を策定しており、この計画に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合において、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の整備を図ることとする。</p> <p>第9から第15まで（略）</p>	<p>第8 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備</p> <p>緊急消防援助隊は、災害発生初期の救援活動を迅速に行うため、「消防組織法」（昭和22年法律第226号）及び「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（平成16年2月6日付け消防震第9号総務大臣通知）並びに「緊急消防援助隊の運用に関する要綱 _____」（平成16年3月26日付け消防震第19号消防庁長官通知）に基づき各都道府県に編成された全国規模の組織であり、各消防本部に所属する救助隊や救急隊などを事前に登録し、消防庁長官の求め又は指示に応じて地震などの大規模災害時に被災地に出動する。</p> <p>県は「宮城県緊急消防援助隊受援計画（平成16年8月）」を策定しており、この計画に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合において、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の整備を図ることとする。</p> <p>第9から第15まで（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考																																																																											
124	<p>第20節 医療救護体制・福祉支援体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 医療救護体制の整備</p> <p>1 県の役割</p> <p>(1) <u>医療救護</u>活動に関する調整組織の設置</p> <p>県は、<u>医療救護</u>活動に関する次の調整組織の設置について定めておく。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置・出務場所</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>災害医療本部</u></td> <td><u>災害医療本部</u> 内</td> <td><u>医療救護</u> 全体の調整</td> </tr> <tr> <td>宮城県DMA T調整本部</td> <td><u>災害医療本部</u> 内</td> <td rowspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>日赤救護班活動調整本部</td> <td><u>災害医療本部</u> 内</td> </tr> <tr> <td>医療救護班派遣調整本部</td> <td><u>災害医療本部</u> 内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>地域災害医療支部</u></td> <td>被災地の<u>保健福祉事務所</u></td> <td><u>地域医療救護</u>全体の調整</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>地域災害医療連絡会議</u></td> <td>被災地の<u>保健福祉事務所</u></td> <td><u>医療救護活動</u>の情報共有</td> </tr> <tr> <td>災害医療コーディネーター</td> <td><u>災害医療本部</u> 内 設置：<u>地域災害医療支部</u> 出務：<u>災害拠点病院又は中核的医療機関</u></td> <td><u>医療救護活動</u>の調整 <u>地域での医療活動の調整</u></td> </tr> <tr> <td>県災害薬事コーディネーター</td> <td><u>災害医療本部</u> 内</td> <td rowspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>地域災害薬事連絡調整員</td> <td><u>地域災害医療支部</u> 内</td> </tr> <tr> <td>災害時小児周産期リエゾン</td> <td><u>災害医療本部</u> 内等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置・出務場所	業務内容	<u>災害医療本部</u>	<u>災害医療本部</u> 内	<u>医療救護</u> 全体の調整	宮城県DMA T調整本部	<u>災害医療本部</u> 内	(略)	日赤救護班活動調整本部	<u>災害医療本部</u> 内	医療救護班派遣調整本部	<u>災害医療本部</u> 内	(略)		<u>地域災害医療支部</u>	被災地の <u>保健福祉事務所</u>	<u>地域医療救護</u> 全体の調整	(略)			<u>地域災害医療連絡会議</u>	被災地の <u>保健福祉事務所</u>	<u>医療救護活動</u> の情報共有	災害医療コーディネーター	<u>災害医療本部</u> 内 設置： <u>地域災害医療支部</u> 出務： <u>災害拠点病院又は中核的医療機関</u>	<u>医療救護活動</u> の調整 <u>地域での医療活動の調整</u>	県災害薬事コーディネーター	<u>災害医療本部</u> 内	(略)	地域災害薬事連絡調整員	<u>地域災害医療支部</u> 内	災害時小児周産期リエゾン	<u>災害医療本部</u> 内等	(略)		<p>第20節 医療救護体制・福祉支援体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 医療救護体制の整備</p> <p>1 県の役割</p> <p>(1) <u>保健医療</u>活動に関する調整組織の設置</p> <p>県は、<u>保健医療</u>活動に関する次の調整組織の設置について定めておく。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置・出務場所</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>保健医療調整本部</u></td> <td><u>保健医療調整本部</u>内</td> <td><u>保健医療活動</u>全体の調整</td> </tr> <tr> <td>宮城県DMA T調整本部</td> <td><u>保健医療調整本部</u>内</td> <td rowspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>日赤救護班活動調整本部</td> <td><u>保健医療調整本部</u>内</td> </tr> <tr> <td>医療救護班派遣調整本部</td> <td><u>保健医療調整本部</u>内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>地域保健医療調整本部</u></td> <td>被災地の<u>保健所</u></td> <td><u>管内の保健医療活動</u>全体の調整</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>地域災害保健医療連絡会議</u></td> <td>被災地の<u>保健所</u></td> <td><u>保健医療活動</u>の情報共有</td> </tr> <tr> <td>災害医療コーディネーター</td> <td><u>保健医療調整本部</u>内</td> <td><u>保健医療活動</u>の調整</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> <tr> <td>県災害薬事コーディネーター</td> <td><u>保健医療調整本部</u>内</td> <td rowspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>地域災害薬事連絡調整員</td> <td><u>地域保健医療調整本部</u>内</td> </tr> <tr> <td>災害時小児周産期リエゾン</td> <td><u>保健医療調整本部</u>内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置・出務場所	業務内容	<u>保健医療調整本部</u>	<u>保健医療調整本部</u> 内	<u>保健医療活動</u> 全体の調整	宮城県DMA T調整本部	<u>保健医療調整本部</u> 内	(略)	日赤救護班活動調整本部	<u>保健医療調整本部</u> 内	医療救護班派遣調整本部	<u>保健医療調整本部</u> 内	(略)		<u>地域保健医療調整本部</u>	被災地の <u>保健所</u>	<u>管内の保健医療活動</u> 全体の調整	(略)			<u>地域災害保健医療連絡会議</u>	被災地の <u>保健所</u>	<u>保健医療活動</u> の情報共有	災害医療コーディネーター	<u>保健医療調整本部</u> 内	<u>保健医療活動</u> の調整	(削除)			県災害薬事コーディネーター	<u>保健医療調整本部</u> 内	(略)	地域災害薬事連絡調整員	<u>地域保健医療調整本部</u> 内	災害時小児周産期リエゾン	<u>保健医療調整本部</u> 内	(略)		<p>➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行</p>
名称	設置・出務場所	業務内容																																																																												
<u>災害医療本部</u>	<u>災害医療本部</u> 内	<u>医療救護</u> 全体の調整																																																																												
宮城県DMA T調整本部	<u>災害医療本部</u> 内	(略)																																																																												
日赤救護班活動調整本部	<u>災害医療本部</u> 内																																																																													
医療救護班派遣調整本部	<u>災害医療本部</u> 内																																																																													
(略)																																																																														
<u>地域災害医療支部</u>	被災地の <u>保健福祉事務所</u>	<u>地域医療救護</u> 全体の調整																																																																												
(略)																																																																														
<u>地域災害医療連絡会議</u>	被災地の <u>保健福祉事務所</u>	<u>医療救護活動</u> の情報共有																																																																												
災害医療コーディネーター	<u>災害医療本部</u> 内 設置： <u>地域災害医療支部</u> 出務： <u>災害拠点病院又は中核的医療機関</u>	<u>医療救護活動</u> の調整 <u>地域での医療活動の調整</u>																																																																												
県災害薬事コーディネーター	<u>災害医療本部</u> 内	(略)																																																																												
地域災害薬事連絡調整員	<u>地域災害医療支部</u> 内																																																																													
災害時小児周産期リエゾン	<u>災害医療本部</u> 内等																																																																													
(略)																																																																														
名称	設置・出務場所	業務内容																																																																												
<u>保健医療調整本部</u>	<u>保健医療調整本部</u> 内	<u>保健医療活動</u> 全体の調整																																																																												
宮城県DMA T調整本部	<u>保健医療調整本部</u> 内	(略)																																																																												
日赤救護班活動調整本部	<u>保健医療調整本部</u> 内																																																																													
医療救護班派遣調整本部	<u>保健医療調整本部</u> 内																																																																													
(略)																																																																														
<u>地域保健医療調整本部</u>	被災地の <u>保健所</u>	<u>管内の保健医療活動</u> 全体の調整																																																																												
(略)																																																																														
<u>地域災害保健医療連絡会議</u>	被災地の <u>保健所</u>	<u>保健医療活動</u> の情報共有																																																																												
災害医療コーディネーター	<u>保健医療調整本部</u> 内	<u>保健医療活動</u> の調整																																																																												
(削除)																																																																														
県災害薬事コーディネーター	<u>保健医療調整本部</u> 内	(略)																																																																												
地域災害薬事連絡調整員	<u>地域保健医療調整本部</u> 内																																																																													
災害時小児周産期リエゾン	<u>保健医療調整本部</u> 内																																																																													
(略)																																																																														
125	(図略)	(図略)	<p>➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行</p>																																																																											
125	<p>(2) <u>災害医療本部</u></p> <p>イ 県災害対策本部（本部長：知事）のもとで、<u>医療部門</u>の総合調整を行う。</p> <p>また、市町村の<u>医療救護</u>活動の支援を行う。</p>	<p>(2) <u>保健医療調整本部</u></p> <p>イ 県災害対策本部（本部長：知事）のもとで、<u>保健医療活動</u>の総合調整を行う。</p> <p>また、市町村の<u>保健医療</u>活動の支援を行う。</p>	<p>➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行</p>																																																																											

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
125	<p>ロ 本部長は<u>保健福祉部副部長（技術担当）</u>，副本部長は<u>医療政策課長</u>とする。本部員は<u>健康推進課長</u>，<u>疾病・感染症対策課長</u>，<u>障害福祉課長</u>及び<u>ひきこもり課長</u>とし，事務局は<u>医療政策課及び関係各課室</u>の職員とする。</p>	<p>ロ 本部長は<u>保健福祉部長</u>，副本部長は<u>保健福祉部副部長</u>とする。本部員は<u>保健福祉部各課室の長及び災害医療コーディネーター</u>とし，事務局は<u>保健福祉総務課及び医療政策課</u>の職員とする。</p>	<p>➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行</p>
126	<p>ハ <u>災害医療本部は</u>，<u>医療政策課と関係各課が連携して</u>次の業務を行う。</p> <p>(イ) <u>県内の医療救護活動の総合調整</u></p> <p>(ロ) <u>医療救護</u>に関する情報の収集及び提供から</p> <p>(ハ) <u>地域災害医療支部の活動の支援</u></p> <p>(ニ) <u>国，他都道府県及び日本赤十字社（以下「国等」という。）への医療支援要請</u></p> <p>(ホ) <u>DMATの調整及び宮城DMAT調整本部の設置運営</u></p> <p>(ヘ) <u>日本赤十字社宮城県支部に対する，日赤救護班活動調整本部の設置の要請</u></p> <p>(ト) <u>航空搬送拠点でのDMAT・SCU本部の設置運営</u></p> <p>(チ) <u>災害拠点病院の医療救護活動の調整及び重症患者の広域医療搬送の手配</u></p> <p>(リ) <u>県外からの医療支援の受入れ調整</u></p> <p>(ヌ) <u>協定締結団体等に対する医療支援の要請及び支接受入れの調整</u></p> <p>(ル) <u>その他必要な事項</u></p>	<p>ハ <u>保健医療調整本部の本部員は</u>，<u>_____</u>次の業務を行う。</p> <p>(イ) <u>保健医療活動チーム等の派遣調整</u></p> <p>(ロ) <u>保健医療活動に関する情報連携</u></p> <p>(ハ) <u>保健医療活動に係る情報の整理及び分析</u></p> <p>(ニ) <u>地域保健医療調整本部の支援及び調整</u></p> <p>(ホ) <u>その他保健医療活動に係る総合調整に関し必要な事項</u> (削除)</p>	<p>➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行</p>
126	<p>ニ <u>災害医療本部</u>に，<u>県</u>災害医療コーディネーターを置き，災害時の県全体の<u>医療救護活動</u>の調整を行う。</p>	<p>ニ <u>保健医療調整本部</u>に，<u>_____</u>災害医療コーディネーターを置き，災害時の県全体の<u>保健医療活動</u>の調整を行う。</p>	<p>➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行</p>
126	<p>ホ <u>災害医療本部</u>に，<u>県</u>災害薬事コーディネーターを置き，災害時の県全体の医薬品供給・薬剤師派遣に関する情報収集・調整及び一次医薬品集積所の管理を行う。</p>	<p>ホ <u>保健医療調整本部</u>に，<u>_____</u>災害薬事コーディネーターを置き，災害時の県全体の医薬品供給・薬剤師派遣に関する情報収集・調整及び一次医薬品集積所の管理を行う。</p>	<p>➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行</p>
126	<p>ヘ <u>災害医療本部</u>等に，災害医療コーディネーターとの協議を踏まえ，必要と判断した場合に災害時小児周産期リエゾンを置き，災害時の県全体の小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を行う。</p>	<p>ヘ <u>保健医療調整本部</u>等に，災害医療コーディネーターとの協議を踏まえ，必要と判断した場合に災害時小児周産期リエゾンを置き，災害時の県全体の小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を行う。</p>	<p>➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考												
126	ト <u>災害医療本部</u> は、 <u>県内でDMA T又は医療救護班による医療救護活動が行われる間</u> 設置する。	ト <u>保健医療調整本部</u> は、 <u>保健医療活動が概ね完了するまで</u> 設置する。	➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行												
126	(3) <u>地域災害医療支部</u> イ <u>地域災害医療支部</u> は管内の <u>医療部門</u> の総合調整を行う。	(3) <u>地域保健医療調整本部</u> イ <u>地域保健医療調整本部</u> は管内の <u>保健医療本部</u> の総合調整を行う。	➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行												
126	ロ <u>地域災害医療支部</u> は、次表のとおり、 <u>県保健福祉事務所（保健所）にそれぞれ設置する。被災により地域災害医療支部を設置できない場合は、他の県行政庁舎等に設置する。</u>	ロ <u>地域保健医療調整本部</u> は、次表のとおり <u>設置する。</u>	➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行												
126	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;"><u>地域災害医療支部</u> 名</th> <th style="width:30%;">設置場所</th> <th style="width:40%;">管内市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 仙台市については、<u>県災害医療本部</u> が災害医療連絡調整本部（市が医療関係団体と設置）と連携をとって活動するとともに、<u>仙台支部と情報を共有する。</u></p>	<u>地域災害医療支部</u> 名	設置場所	管内市町村	(略)			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;"><u>地域保健医療調整本部</u>名</th> <th style="width:30%;">設置場所</th> <th style="width:40%;">管内市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 仙台市については、<u>県保健医療調整本部</u>が災害医療連絡調整本部（市が医療関係団体と設置）と連携をとって活動する。</p>	<u>地域保健医療調整本部</u> 名	設置場所	管内市町村	(略)			➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行
<u>地域災害医療支部</u> 名	設置場所	管内市町村													
(略)															
<u>地域保健医療調整本部</u> 名	設置場所	管内市町村													
(略)															
127	ハ <u>地域災害医療支部</u> においては、 <u>支部長</u> は <u>保健福祉事務所長又は地域事務所長、副支部長</u> は <u>保健所長（保健医療監）</u> とする。 <u>支部員</u> は、 <u>保健福祉事務所又は地域事務所の職員</u> とする。	ハ <u>地域保健医療調整本部</u> においては、 <u>地域本部長</u> は <u>保健所長</u> 、 <u>地域副本部長</u> は <u>保健所副所長又は支所長</u> とする。 <u>地域本部員</u> は、 <u>保健所の職員及び地域災害医療コーディネーター等</u> とする。	➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行												
127	ニ <u>地域災害医療支部</u> は、 <u>市町村と協力して次の業務を行う。</u> (イ) <u>管内の医療救護活動の総合調整</u> (ロ) <u>管内の医療救護に関する情報の収集及び提供</u> (ハ) <u>管内の市町村の医療救護活動の支援</u> (ニ) <u>管内の災害拠点病院の医療救護活動の調整</u> (ホ) <u>支部管内の医療救護施設等への医療支援の受入れの調整</u> (ヘ) <u>管内医療機関の宮城県救急医療情報システム、EMISへの代行入力</u> (ト) <u>市町村災害対策本部が行う避難所の医療ニーズ調査の支援</u>	ニ <u>地域保健医療調整本部</u> は、 <u>所管区域の市町村と協力して次の業務を行う。</u> (イ) <u>保健医療活動チーム等の避難所への派遣調整</u> (ロ) <u>保健医療活動に関する情報連携</u> (ハ) <u>保健医療活動に係る情報の整理及び分析並びに調整本部への報告</u> (ニ) <u>その他保健医療活動に係る総合調整に関し必要な事項</u> (削除)	➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行												

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考												
127	ホ <u>地域災害医療支部</u> に地域災害医療コーディネーターを置き、地域の災害時の <u>医療</u> 活動を調整する。	ホ <u>地域保健医療調整本部</u> に地域災害医療コーディネーターを置き、地域の災害時の <u>保健</u> 医療活動を調整する。	➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行												
127	へ <u>地域災害医療支部</u> に、地域災害薬事連絡調整員を置き、災害時の管内の医薬品供給・薬剤師活動に関する情報収集・調整及び二次医薬品集積所の管理を行う。	へ <u>地域保健医療調整本部</u> に、地域災害薬事連絡調整員を置き、災害時の管内の医薬品供給・薬剤師活動に関する情報収集・調整及び二次医薬品集積所の管理を行う。	➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行												
127	ト <u>地域災害医療支部及び地域災害医療連絡会議</u> は、当該地域において <u>医療救護活動が行われる間</u> 設置する。	ト <u>地域保健医療調整本部</u> は、当該地域において <u>保健医療活動が概ね完了するまで</u> 設置する。	➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行												
127	(4) 災害拠点病院（宮城DMAT指定病院） イ (略) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">災害拠点病院</td> <td style="width: 33%; text-align: center;"><u>地域災害医療支部</u></td> <td style="width: 33%;">病院名</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> ロ (略)	災害拠点病院	<u>地域災害医療支部</u>	病院名	(略)			(4) 災害拠点病院（宮城DMAT指定病院） イ (略) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">災害拠点病院</td> <td style="width: 33%; text-align: center;"><u>医療圏</u></td> <td style="width: 33%;">病院名</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> ロ (略)	災害拠点病院	<u>医療圏</u>	病院名	(略)			➤ 記述の適正化
災害拠点病院	<u>地域災害医療支部</u>	病院名													
(略)															
災害拠点病院	<u>医療圏</u>	病院名													
(略)															
130	(5) 宮城県DMAT調整本部・DMAT活動拠点本部 イ DMATの派遣を要請した場合には、 <u>災害医療本部</u> 内に宮城県DMAT調整本部を設置し、県内で活動するすべてのDMATを統括する。	(5) 宮城県DMAT調整本部・DMAT活動拠点本部 イ DMATの派遣を要請した場合には、 <u>保健医療調整本部</u> 内に宮城県DMAT調整本部を設置し、県内で活動するすべてのDMATを統括する。	➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行												
130	ロ 宮城県DMAT調整本部の責任者は、あらかじめ登録していた統括DMAT登録者の中から <u>災害医療本部長</u> が任命する。 ハからホまで (略)	ロ 宮城県DMAT調整本部の責任者は、あらかじめ登録していた統括DMAT登録者の中から <u>保健医療調整本部長</u> が任命する。 ハからホまで (略)	➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行												
130	(6) 日赤救護班活動調整本部・日赤救護班活動拠点本部 イ 日赤救護班の派遣を要請した場合には、 <u>災害医療本部</u> 内に日赤救護班活動調整本部を設置し、県内で活動するすべての日赤救護班を統括する。 ロからホまで (略) (7) から (9) まで (略)	(6) 日赤救護班活動調整本部・日赤救護班活動拠点本部 イ 日赤救護班の派遣を要請した場合には、 <u>保健医療調整本部</u> 内に日赤救護班活動調整本部を設置し、県内で活動するすべての日赤救護班を統括する。 ロからホまで (略) (7) から (9) まで (略)	➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行												

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
131	<p>2 沿岸市町の役割</p> <p>(1) <u>医療救護</u>活動の担当部門の設置</p> <p>イ 沿岸市町は、津波災害が発生したときに円滑な<u>医療救護</u>活動を実施するために、<u> </u>市町災害対策本部内に<u>医療救護</u>を担当する部門を設けること及び責任者をあらかじめ決めておく。</p> <p>ロ (略)</p>	<p>2 沿岸市町の役割</p> <p>(1) <u>保健医療</u>活動の担当部門の設置</p> <p>イ 沿岸市町は、津波災害が発生したときに円滑な<u>保健医療</u>活動を実施するために、<u>沿岸</u>市町災害対策本部内に<u>保健医療</u>を担当する部門を設けること及び責任者をあらかじめ決めておく。</p> <p>ロ (略)</p>	<p>➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行</p> <p>➤ 記述の適正化</p>
132	<p>ハ 沿岸市町は、医療救護体制について県が設置した<u>県地域災害医療支部</u>への連絡方法についてあらかじめ決めておく。</p>	<p>ハ 沿岸市町は、医療救護体制について県が設置した<u>地域保健医療調整本部</u>への連絡方法についてあらかじめ決めておく。</p>	<p>➤ 記述の適正化</p> <p>➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行</p>
132	<p>(2) 医療救護所の指定</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 沿岸市町は、要配慮者が避難する福祉避難所、あるいは福祉施設において、医療救護の支援が必要となるときは、<u>地域災害医療支部</u>に医療救護班の派遣を要請することとし、要請と受入れに係る計画を事前に策定しておく。</p> <p>ハ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(2) 医療救護所の指定</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 沿岸市町は、要配慮者が避難する福祉避難所、あるいは福祉施設において、医療救護の支援が必要となるときは、<u>地域保健医療調整本部</u>に医療救護班の派遣を要請することとし、要請と受入れに係る計画を事前に策定しておく。</p> <p>ハ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行</p>
132	<p>(4) 医療救護班の編成</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 沿岸市町等で編成された医療救護班については、保健福祉事務所（保健所）へ報告する（仙台市は<u>医療政策課</u>へ）。変更した場合も同様とする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(4) 医療救護班の編成</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 沿岸市町等で編成された医療救護班については、保健福祉事務所（保健所）へ報告する（仙台市は<u>保健医療調整本部</u>へ）。変更した場合も同様とする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行</p>
133	<p>4 在宅要医療患者の医療救護体制</p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p><u>ロ</u> (略)</p> <p><u>ハ</u> (略)</p>	<p>4 在宅要医療患者の医療救護体制</p> <p><u>(1)</u> (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
133	<p>第3 医療救護体制に係る情報連絡体制の整備</p> <p>1 災害時情報伝達手段の確保</p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p><u>ロ</u> 災害拠点病院は、<u>宮城県救急医療情報システム（災害モード）</u>による情報収集に加え、災害時の通信手段を確保するため、衛星電話を保有するとともに、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備しておく。</p> <p><u>ハ</u> (略)</p>	<p>第3 医療救護体制に係る情報連絡体制の整備</p> <p>1 災害時情報伝達手段の確保</p> <p><u>(1)</u> (略)</p> <p><u>(2)</u> 災害拠点病院は、<u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）</u>による情報収集に加え、災害時の通信手段を確保するため、衛星電話を保有するとともに、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備しておく。</p> <p><u>(3)</u> (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 記述の適正化 ➤ 「宮城県救急医療情報システム」の廃止
133	<p>2 医療救護活動に関する情報連絡体制</p> <p>(1) 情報の共有</p> <p>イ <u>県災害医療本部</u> は、<u>地域災害医療支部</u> 及び災害拠点病院からの情報を収集し、整理し、県内の状況を把握するとともに関係機関と情報を共有する。</p>	<p>2 医療救護活動に関する情報連絡体制</p> <p>(1) 情報の共有</p> <p>イ <u>保健医療調整本部</u> は、<u>地域保健医療調整本部</u> 及び災害拠点病院からの情報を収集し、整理し、県内の状況を把握するとともに関係機関と情報を共有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行
133	<p>ロ <u>地域災害医療支部</u> は、管内市町村の医療救護に関する情報を収集、整理し、<u>県災害医療本部</u> ほか関係機関と情報を共有する。</p>	<p>ロ <u>地域保健医療調整本部</u> は、管内市町村の医療救護に関する情報を収集、整理し、<u>保健医療調整本部</u> ほか関係機関と情報を共有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行
134	<p>(2) <u>宮城県救急医療情報システム（災害モード）</u>による連絡体制</p> <p>イ 医療機関の被災状況及び傷病者の受入れの可否などの把握は、<u>宮城県救急医療情報システム（災害モード）</u>により行う。<u>あらかじめ医療機関の被災状況及び活動状況等の事項について定めておく。</u></p>	<p>(2) <u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）</u>による連絡体制等</p> <p>イ 医療機関の被災状況及び傷病者の受入れの可否などの把握は、<u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）</u>により行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「宮城県救急医療情報システム」の廃止 ➤ 記述の適正化
134	<p>(表略)</p>	<p>(表略)</p> <p>※表「宮城県救急医療情報システム」を削除</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「宮城県救急医療情報システム」の廃止
134	<p><u>(3) 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備</u></p> <p><u>災害医療本部</u> 及び<u>地域災害医療支部</u> は、DMATの活動状況について、<u>広域災害救急医療情報システム（EMIS：イーミス）の情報から収集するほか</u>、直接DMATなどの<u>医療救護班</u>からの支援情報を収集し、関係機関と情報の共有を行う。</p>	<p><u>保健医療調整本部</u> 及び<u>地域保健医療調整本部</u> は、DMATの活動状況について、<u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）による情報収集に加え</u>、直接DMATなどの<u>医療救護活動チーム</u>からの支援情報を収集し、関係機関と情報を共有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行 ➤ 記述の適正

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
			化
134	3 研修・訓練の実施 県及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システム_____の操作等の研修・訓練を定期的に行う。	3 研修・訓練の実施 県及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システム <u>(EMIS)</u> の操作等の研修・訓練を定期的に行う。	➤ 記述の適正化
134	(図略) 第4 (略)	(図略) <u>※図中、題名の修正</u> 第4 (略)	➤ 図の適正化
135	第5 医療救護活動に係わる研修や訓練の実施 県は、関係機関の協力を得ながら、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、平常時から、 <u>災害医療本部</u> 、DMAT活動調整本部、 <u>地域災害医療支部</u> 、 <u>地域災害医療連絡会議</u> の設置、運営等に関する研修や訓練の実施に努める。 (略)	第5 医療救護活動に係わる研修や訓練の実施 県は、関係機関の協力を得ながら、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、平常時から、 <u>保健医療調整本部</u> 、DMAT活動調整本部、 <u>地域保健医療調整本部</u> 、 <u>地域災害保健医療連絡会議</u> の設置、運営等に関する研修や訓練の実施に努める。 (略)	➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行
136	第6 心のケア体制の整備 県は、災害時の心のケア活動が円滑に実施できるよう、「災害時こころのケア活動マニュアル」について、随時点検し見直しを行うとともに、災害時には、災害派遣精神医療チーム（DPAT）調整本部を庁内に設置し <u>、有識者で構成する心のケア対策会議において</u> チーム編成等の調整を行い、 <u>速やかに</u> DPATを被災地に派遣する。 第7 (略)	第6 心のケア体制の整備 県は、災害時の心のケア活動が円滑に実施できるよう、「災害時こころのケア活動マニュアル」について、随時点検し見直しを行うとともに、災害時には、災害派遣精神医療チーム（DPAT）調整本部を庁内に設置して、_____チーム編成等の調整を行い、 <u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）</u> を被災地に派遣する。 第7 (略)	➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行
140	第21節 火災予防対策 第1から第3まで (略) 第4 消防力の強化 1 消防資機材等の整備 (1) 車両及び資機材等の整備促進 (略) なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについては、 <u>平成28年度</u> を初年度とする第5次宮城県地震防災緊急事業五箇年計画に基づき整備促進を図る。 (2) (略) 2から5まで (略)	第21節 火災予防対策 第1から第3まで (略) 第4 消防力の強化 1 消防資機材等の整備 (1) 車両及び資機材等の整備促進 (略) なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについては、 <u>令和3年度</u> を初年度とする第6次宮城県地震防災緊急事業五箇年計画に基づき整備促進を図る。 (2) (略) 2から5まで (略)	➤ 「第6次地震防災緊急事業五箇年計画」の策定

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
143	<p>第5から第7まで（略）</p> <p>第22節 緊急輸送体制の整備</p> <p><主な実施機関> 県（復興・危機管理部，企画部，_____農政部，水産林政部，土木部）， 県警察本部，東北地方整備局，（公社）宮城県トラック協会_____</p>	<p>第5から第7まで（略）</p> <p>第22節 緊急輸送体制の整備</p> <p><主な実施機関> 県（復興・危機管理部，企画部，<u>経済商工観光部</u>，農政部，水産林政部，土木部）， 県警察本部，東北地方整備局，（公社）宮城県トラック協会，<u>宮城県倉庫協会</u></p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
143	<p>第1 目的（略） このため，県及び関係機関はあらかじめ緊急輸送<u>路</u>，輸送体制について定めておく。</p> <p>第2（略）</p> <p>第3 緊急輸送道路の確保 1及び2（略）</p>	<p>第1 目的（略） このため，県及び関係機関はあらかじめ緊急輸送<u>道路</u>，輸送体制について定めておく。</p> <p>第2（略）</p> <p>第3 緊急輸送道路の確保 1及び2（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
144	<p>3 交通規制等交通管理体制の整備（略）</p> <p>(1) 交通規制計画 災害による交通の混乱を防止し，住民等の避難路及び緊急<u>通行</u>路を確保するため，あらかじめ交通規制計画及び交通管制センター運用計画を策定する。 (略) イ（略） ロ <u>緊急通行路，避難路</u>その他の防災上重要な幹線道路 ハからトまで（略）</p> <p>(2)及び(3)（略）</p> <p>4（略）</p> <p>第4から第7まで（略）</p>	<p>3 交通規制等交通管理体制の整備（略）</p> <p>(1) 交通規制計画 災害による交通の混乱を防止し，住民等の避難路及び緊急<u>交通</u>路を確保するため，あらかじめ交通規制計画及び交通管制センター運用計画を策定する。 (略) イ（略） ロ <u>避難路，緊急交通路</u>その他の防災上重要な幹線道路 ハからトまで（略）</p> <p>(2)及び(3)（略）</p> <p>4（略）</p> <p>第4から第7まで（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
149	<p>第23節 避難対策</p> <p>第1及び第2（略）</p> <p>第3 指定緊急避難場所の確保 1 沿岸市町の対応 (1)から(5)まで（略） (6) 指定緊急避難場所の指定基準等</p>	<p>第23節 避難対策</p> <p>第1及び第2（略）</p> <p>第3 指定緊急避難場所の確保 1 沿岸市町の対応 (1)から(5)まで（略） (6) 指定緊急避難場所の指定基準等</p>	<p>➤ 「推進基本計画」の修正</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
	<p>イからヌ ル 指定____避難場所及びその近辺で、2日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。 ヲ（略）</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>イからヌ ル 指定<u>緊急</u>避難場所及びその近辺で、2日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。 ヲ（略）</p> <p><u>ワ 積雪寒冷地においては、屋内空間を備えた避難場所の確保が望ましい。</u></p>	
149	<p>第4 津波避難ビル等の確保 1 沿岸市町の対応 (1) 津波避難ビル等の指定 沿岸市町は、避難場所への避難が困難な地域の避難者や、避難が遅れた避難者が緊急に避難するために、____ ____津波避難ビル等をあらかじめ定めておく。 (2) から (4) (略) 2 (略)</p>	<p>第4 津波避難ビル等の確保 1 沿岸市町の対応 (1) 津波避難ビル等の指定 沿岸市町は、避難場所への避難が困難な地域の避難者や、避難が遅れた避難者が緊急に避難するために、<u>指定行政機関及び県や市町村の庁舎等や民間施設を含む</u>津波避難ビル等をあらかじめ定めておく。 (2) から (4) (略) 2 (略)</p>	<p>➤ 「推進基本計画」の修正</p>
150	<p>第5 避難路の確保 (略) 1から6まで (略) <u>(新設)</u> <u>7</u> (略)</p>	<p>第5 避難路の確保 (略) 1から6まで (略) <u>7 避難場所から避難所への避難経路、積雪寒冷地においては、防寒機能を備えた屋内の二次避難の経路等</u> <u>8</u> (略)</p>	<p>➤ 「推進基本計画」の修正 ➤ 条項ずれ</p>
151	<p>第6 避難路等の整備 1 避難路・避難階段の整備・改善 (略) なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯____などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。 2 (略)</p>	<p>第6 避難路等の整備 1 避難路・避難階段の整備・改善 (略) なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯、<u>積雪</u>などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。 2 (略)</p>	<p>➤ 「推進基本計画」の修正</p>
151	<p>3 避難路等の安全性の向上 県及び沿岸市町は、避難経路に面する建物の耐震化、ブロック塀の転倒防止等を進めるための安全基準の普及・啓発を推進するとともに、避難経路における電線の地中化、落橋防止、盛土部の沈下防止、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施する。<u>(改行)</u> <u>(改行)</u></p>	<p>3 避難路等の安全性の向上 県及び沿岸市町は、避難経路に面する建物の耐震化、ブロック塀の転倒防止等を進めるための安全基準の普及・啓発を推進するとともに、避難経路における電線の地中化、落橋防止、盛土部の沈下防止、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施する。 <u>なお、積雪寒冷地においては、避難経路の除雪・防雪・凍結防止対策に配慮する。</u></p>	<p>➤ 「推進基本計画」の修正</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
	<p>また、高速道路等の緊急車両通行口等の緊急的な利用など、津波発生時のみ通行可能とする道路等の利用ルールを県、沿岸市町及び道路管理者等が一体となって検討する。</p> <p>4及び5 （略）</p> <p>第7 （略）</p>	<p>また、高速道路等の緊急車両通行口等の緊急的な利用など、津波発生時のみ通行可能とする道路等の利用ルールを県、沿岸市町及び道路管理者等が一体となって検討する。</p> <p>4及び5 （略）</p> <p>第7 （略）</p>	
153	<p>第8 避難行動要支援者の支援方策</p> <p>1から3まで （略）</p> <p>4 在宅者対応</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 避難支援に配慮した方策の検討</p> <p>沿岸市町は、避難支援計画を検討する中で、避難行動要支援者を抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示する<u>等</u>、避難支援に配慮した方策の検討も行う。</p> <p>(3) 及び(4) （略）</p> <p>5 （略）</p>	<p>第8 避難行動要支援者の支援方策</p> <p>1から3まで （略）</p> <p>4 在宅者対応</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 避難支援に配慮した方策の検討</p> <p>沿岸市町は、避難支援計画を検討する中で、避難行動要支援者を抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示する<u>など</u>、避難支援に配慮した方策の検討も行う。</p> <p>(3) 及び(4) （略）</p> <p>5 （略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
154	<p>第9 消防機関等の対応</p> <p>(新設)</p> <p><u>1</u> （略）</p>	<p>第9 消防機関等の対応</p> <p><u>1</u> <u>救助・救急活動の実施体制確保</u></p> <p>県及び沿岸市町は、<u>沿岸市町の消防庁舎等の耐震化を含め、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制の整備について、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、救助・救急活動の実施体制の整備に当たっては、孤立集落、離島や長期湛水による孤立地域への救助・救急活動についても考慮する。</u></p> <p><u>2</u> （略）</p>	<p>➤ 「推進基本計画」の修正</p> <p>➤ 条項ずれ</p>
154	<p><u>2</u> 消防職員の安全確保対策</p> <p>沿岸市町は、消防職員の安全及び消防活動の継続を図るとともに、住民の避難誘導を行うため、職員の身に津波による危険が迫れば「消防職員も退避する。」ということを基本とし、このことを事前に住民に周知し、理解を得ておくよう努める。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p>	<p><u>3</u> 消防職員の安全確保対策</p> <p>沿岸市町は、消防職員の安全及び消防活動の継続を図るとともに、住民の避難誘導を行うため、職員の身に津波による危険が迫れば「消防職員も退避する。」ということを基本とし、このことを事前に住民に周知し、理解を得ておくよう努める。</p> <p><u>職員の安全確保については、強い揺れを感じたとき、又は弱くても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときのいずれにおいても、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>➤ 「推進基本計画」の修正</p> <p>➤ 条項ずれ</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
	<p><u>3</u>（略）</p> <p>第10（略）</p>	<p><u>4</u>（略）</p> <p>第10（略）</p>	
155	<p>第11 津波避難計画の策定</p> <p>1 沿岸市町の対応</p> <p>(1) 津波避難計画の策定及び周知徹底</p> <p>沿岸市町は、県から提供される津波浸水予測図をもとに、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、避難対象地域、指定緊急避難場所・避難施設、避難路、避難経路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示等の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を明示した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。</p> <hr/> <p><u>なお</u>、避難指示等を行う具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、「避難情報に関するガイドライン」（<u>令和3年5月</u>）を参考とする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第11 津波避難計画の策定</p> <p>1 沿岸市町の対応</p> <p>(1) 津波避難計画の策定及び周知徹底</p> <p>沿岸市町は、県から提供される津波浸水予測図をもとに、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、避難対象地域、指定緊急避難場所・避難施設、避難路、避難経路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示等の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を明示した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。</p> <p><u>なお、積雪寒冷地においては、避難経路上の積雪や凍結等による避難開始時刻の遅れや避難速度の低下を考慮する。</u></p> <p><u>また</u>、避難指示等を行う具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、「避難情報に関するガイドライン」（<u>平成17年3月策定</u>）を参考とする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>➤ 「推進基本計画」の修正</p> <p>➤ 記述の適正化</p>
156	<p>(3) 地域防災力の向上</p> <p>(略)</p> <p>なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する<u>等</u>の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。</p> <p>(4) まで (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>第12 (略)</p>	<p>(3) 地域防災力の向上</p> <p>(略)</p> <p>なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する<u>など</u>の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。</p> <p>(4) まで (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>第12 (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
161	<p>第24節 避難受入れ対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 避難所の確保</p> <p>1から4まで (略)</p> <p>5 避難所の施設・設備の整備</p> <p>(1) 指定避難所の施設の整備</p> <p>沿岸市町は、指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、<u>簡易ベッド</u>、非常用電源、衛星携帯電</p>	<p>第24節 避難受入れ対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 避難所の確保</p> <p>1から4まで (略)</p> <p>5 避難所の施設・設備の整備</p> <p>(1) 指定避難所の施設の整備</p> <p>沿岸市町は、指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、<u>段ボールベッド</u>、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電</p>	<p>➤ 記述の適正化</p> <p>➤ 「防災基本計画」の修正</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
	<p>話等の通信機器、電気通信事業者との連携による災害時公衆電話の事前設置等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。</p>	<p>話等の通信機器、電気通信事業者との連携による災害時公衆電話の事前設置等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。<u>また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</u></p>	
161	<p>(2) 物資等の備蓄 沿岸市町は、指定避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や、指定避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備菜、マスク、消毒液、段ボールベッド、<u>パーティション</u>、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。加えて、要配慮者、女性、子供など</u>に配慮した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。 (略) (3) (略)</p>	<p>(2) 物資等の備蓄 沿岸市町は、指定避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や、指定避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備菜、マスク、消毒液、段ボールベッド、<u>簡易ベッド</u>、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や<u>乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、発熱剤入り非常食等防寒対策に必要な物資</u>、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。加えて、要配慮者、女性、子供、<u>食物アレルギーを有する者等</u>に配慮した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。 (略) (3) (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化 ➤ 「推進基本計画」の修正 ➤ 「防災基本計画」の修正</p>
161	<p>6 避難所の運営・管理 <u>避難所の運営・管理にあたっては、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成28年4月改定）を参考にしながら、避難所における生活環境のより一層の向上を図るため、必要に応じて、沿岸市町、各避難所運営者は、専門家</u>等との定期的な情報交換に努める。(略) (1) から(4)まで (略)</p>	<p>6 避難所の運営・管理 <u>沿岸市町、各避難所運営者は、</u>避難所の運営・管理にあたって、<u>「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月策定）を参考にしながら、避難所における良好な生活環境の継続的な確保のため、</u><u>専門家、NPO・ボランティア</u>等との定期的な情報交換に努める。(略) (1) から(4)まで (略)</p>	<p>➤ 「防災基本計画」の修正 ➤ 記述の適正化</p>
162	<p>(5) 運営に必要な事項について、「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月）等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成し配置しておくこと。 (6) から(9)まで (略)</p>	<p>(5) 運営に必要な事項について、「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月<u>策定</u>）等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成し配置しておくこと。 (6) から(9)まで (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
162	<p>(10) (略) 感染症患者が発生した場合の対応や感染者等の避難方法を含め、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」（令和2年6月）等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成し、</p>	<p>(10) (略) 感染症患者が発生した場合の対応や感染者等の避難方法を含め、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」（令和2年6月<u>策定</u>）等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成し、</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
	<p>平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所の開設に努めること。防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めること。</p> <p>(11) (略)</p> <p>7及び8 (略)</p>	<p>平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所の開設に努めること。防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めること。</p> <p>(11) (略)</p> <p>7及び8 (略)</p>	
163	<p>9 福祉避難所の確保</p> <p>(1) 福祉避難所の整備及び指定</p> <p>沿岸市町は、県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等等の要配慮者が介護・医療的ケアなどの相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して避難生活ができるよう配慮がなされた施設や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定避難所を指定し、整備するよう努める。</p> <p>_____</p> <p>(略)</p> <p>(2) から (4) まで (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>第3から第6まで (略)</p>	<p>9 福祉避難所の確保</p> <p>(1) 福祉避難所の指定及び整備</p> <p>沿岸市町は、県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、<u>医療的ケアを必要とする者</u>等の要配慮者が介護・医療的ケアなどの相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して避難生活ができるよう配慮がなされた施設や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定避難所を指定し、整備するよう努める。</p> <p><u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) から (4) まで (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>第3から第6まで (略)</p>	➤ 「防災基本計画」の修正
167	<p>第7 被災者等への情報伝達体制等の整備</p> <p>1から4まで (略)</p> <p>5 被害・安否情報収集・伝達体制の確保</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等につい</p>	<p>第7 被災者等への情報伝達体制等の整備</p> <p>1から4まで (略)</p> <p>5 被害・安否情報収集・伝達体制の確保</p> <p><u>県は、災害時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、沿岸市町等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくとともに、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう努める。</u></p> <p>放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等につい</p>	➤ 「防災基本計画」の修正

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
178	<p>第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 高齢者、障害者等への支援対策 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 要配慮者の災害予防対策 (1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の<u>整備</u> (略)</p> <p>イ (略)</p>	<p>第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 高齢者、障害者等への支援対策 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 要配慮者の災害予防対策 (1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の<u>作成等</u> (略)</p> <p>イ (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
178	<p>ロ 個別避難計画の作成・更新</p> <p>沿岸市町は、沿岸市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、指定特定相談支援事業所等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者一人<u>一人</u>の避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、誰が、どのような支援を行うのかを具体的に記載した個別避難計画を名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、作成するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ハ及びニ (略)</p> <p>(4) から (8) まで (略)</p> <p>3から6まで (略)</p> <p>第3及び第4まで (略)</p>	<p>ロ 個別避難計画の作成・更新</p> <p>沿岸市町は、沿岸市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、指定特定相談支援事業所等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者一人<u>ひとり</u>の避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、誰が、どのような支援を行うのかを具体的に記載した個別避難計画を名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、作成するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ハ及びニ (略)</p> <p>(4) から (8) まで (略)</p> <p>3から6まで (略)</p> <p>第3及び第4まで (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
184	<p>第27節 複合災害対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 複合災害の応急対策への備え</p> <p>県、沿岸市町及び防災関係機関は、地震、津波、火災、大雨、原子力災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、いくつかの時系列的なシナリオを構築した上で、地域防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>1から3まで (略)</p> <p>第3 (略)</p>	<p>第27節 複合災害対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 複合災害の応急対策への備え</p> <p>県、沿岸市町及び防災関係機関は、地震、津波、火災、大雨、原子力災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、いくつかの時系列的なシナリオを構築した上で、地域防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>1から3まで (略)</p> <p>第3 (略)</p>	<p>➤ 「防災基本計画」の修正</p>
187	<p>第28節 災害廃棄物対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 処理体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の役割</p> <p>県は、災害廃棄物処理計画等に基づき、沿岸市町が円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう必要な技術的援助を行うとともに、大量の災害廃棄物処理を考慮した都道府県間及び市町村間における広域支援体制の確立を図り、またこのために必要な指導・助言その他の支援を市町村に対して行う。</p> <p>また、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合の仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第28節 災害廃棄物対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 処理体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の役割</p> <p>県は、災害廃棄物処理計画等に基づき、沿岸市町が円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう必要な技術的援助を行うとともに、大量の災害廃棄物処理を考慮した都道府県間及び市町村間における広域支援体制の確立を図り、_____必要な指導・助言その他の支援を市町村に対して行う。</p> <p>なお、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合の仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p> <p>また、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。</p>	<p>➤ 記述の適正化</p> <p>➤ 「防災基本計画」の修正</p>
187	<p>3 _____地方環境事務所の役割</p> <p>(略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第3及び第4 (略)</p>	<p>3 東北地方環境事務所の役割</p> <p>(略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第3及び第4 (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
	第3章 災害応急対策	第3章 災害応急対策	
191	第1節 情報の収集・伝達 第1 (略) 第2 緊急地震速報 1及び2 (略) 3 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動 緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、 <u> </u> まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。	第1節 情報の収集・伝達 第1 (略) 第2 緊急地震速報 1及び2 (略) 3 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動 緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、 <u>あわてず</u> 、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。	➤ 記述の適正化
192	第3 津波警報等の伝達 1 (略) 2 沿岸市町の対応 (略) (図略)	第3 津波警報等の伝達 1 (略) 2 沿岸市町の対応 (略) (図略) <u>※情報伝達方法の変更</u>	➤ 図の差し替え
194	第4 地震・津波情報 (略) 1 情報の種類 (1) 津波警報等 イ (略) ロ 津波警報等の留意事項 (イ) から (ハ) (略) (新設)	第4 地震・津波情報 (略) 1 情報の種類 (1) 津波警報等 イ (略) ロ 津波警報等の留意事項 (イ) から (ハ) (略) <u>(二) どのような津波であっても、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、沿岸市町は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。</u>	➤ 記述の追加
194	(新設) (2) 及び (3) (略)	<u>(ホ) 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。</u> (2) 及び (3) (略)	➤ 記述の適正化
197	(4) <u>担当津波予報区</u> <u>仙台管区気象台が通知を担当する津波予報区（津波予報を担当する対象の</u>	(4) <u> </u> 津波予報区 <u>津波警報等は津波予報区単位で発表され、</u>	➤ 記述の適正化

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
198	<p><u>沿岸域</u>は東北地方沿岸であり、宮城県沿岸の津波予報区は「宮城県」である。</p> <p>第5 災害情報収集・伝達</p> <p>1 地震発生直後の被害の収集・伝達</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>また、行方不明として把握した者が、他市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡する。</p>	<p>宮城県沿岸の津波予報区は「宮城県」である。</p> <p>第5 災害情報収集・伝達</p> <p>1 地震発生直後の被害の収集・伝達</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>また、行方不明として把握した者が、他市町村に住民登録_____を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡する。</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
198	<p>(新設)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>2から4まで (略)</p>	<p><u>(4) 沿岸市町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。</u></p> <p><u>県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、沿岸市町等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>2から4まで (略)</p>	<p>➤ 「防災基本計画」の修正</p> <p>➤ 条項ずれ</p>
203	<p>第6 通信・放送手段の確保</p> <p>1 災害時の通信連絡</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常時の通信の確保</p> <p>イ及びロ (略)</p> <p>ハ 県及び電気通信事業者は、携帯電話や衛星通信等の<u>移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に</u>_____努める。</p>	<p>第6 通信・放送手段の確保</p> <p>1 災害時の通信連絡</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常時の通信の確保</p> <p>イ及びロ (略)</p> <p>ハ 県及び電気通信事業者は、携帯電話や衛星通信等の<u>電気通信事業用移動通信、公共安全LTE (PS-LTE)、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備するよう努める。</u></p> <p><u>なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮するものとする。</u></p>	<p>➤ 「防災基本計画」の修正</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
	<p>第9（略）</p>	<p><u>る。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行う。</u></p> <p>第9（略）</p>	
222	<p>第4節 相互応援活動</p> <p>＜主な実施機関＞ 県（総務部，復興・危機管理部，企画部），<u>市町村</u>，<u>県警察本部</u>，東北管区警察局 第1から第5まで（略）</p>	<p>第4節 相互応援活動</p> <p>＜主な実施機関＞ 県（総務部，復興・危機管理部，企画部），<u>県警察本部</u>，<u>市町村</u>，東北管区警察局 第1から第5まで（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
222	<p>第6 緊急消防援助隊の応援要請及び受入れ</p> <p>1 消防庁への応援要請 （略）</p> <p>なお、消防庁長官は、通信の途絶により被災地の知事との連絡をとることができないなど知事の要請を待つとまがない場合は、要請を待たないで応援のための措置をとることを求めることができ、特に、緊急を要し、広域的な応援出動等が必要な場合は、消防庁長官が<u>沿岸市町長</u>に直接応援出動等の措置をとることを求めることができる。</p>	<p>第6 緊急消防援助隊の応援要請及び受入れ</p> <p>1 消防庁への応援要請 （略）</p> <p>なお、消防庁長官は、通信の途絶により被災地の知事との連絡をとることができないなど知事の要請を待つとまがない場合は、要請を待たないで応援のための措置をとることを求めることができ、特に、緊急を要し、広域的な応援出動等が必要な場合は、消防庁長官が<u>応援する都道府県知事</u>に直接応援出動等の措置をとることを求めることができる。</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
222	<p>2 緊急消防援助隊の活動円滑化 （略） <u>（図略）</u></p> <p>第7から第10まで（略）</p>	<p>2 緊急消防援助隊の活動円滑化 （略） <u>（図略）※災害が発生した市町村の属する都道府県知事からの「応援出動の指示」を削除</u></p> <p>第7から第10まで（略）</p>	<p>➤ 図の適正化</p>
224	<p>第5節 災害救助法の適用</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 災害救助法の適用</p> <p>1 災害救助法の適用基準 （1）から（4）まで（略） <u>（新設）</u></p> <p>2（略）</p>	<p>第5節 災害救助法の適用</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 災害救助法の適用</p> <p>1 災害救助法の適用基準 （1）から（4）まで（略） <u>（5）災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、当該区域内で被害を受けるおそれがあるとき。</u></p> <p>2（略）</p>	<p>➤ 「災害救助法」の改正</p>
225	<p>3 救助の種類</p> <p>避難所の設置，応急仮設住宅の供与，炊き出しその他による食品の給与，飲料水の供給，被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与，医療，助産，被災者の救出，被</p>	<p>3 救助の種類</p> <p>避難所の設置，応急仮設住宅の供与，炊き出しその他による食品の給与，飲料水の供給，被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与，医療，助産，被災者の救出，被</p>	<p>➤ 「災害救助法施行細則」の改正</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
	<p>災した住宅の応急修理，学用品の給与，埋葬，死体の搜索，死体の処理，障害物の除去，輸送費及び賃金職員等雇上費，実費弁償。（昭和35年宮城県規則第48号「災害救助法施行細則」最終改正 <u>平成26年3月31日</u>）</p> <p>第3及び第4（略）</p>	<p>災した住宅の応急修理，学用品の給与，埋葬，死体の搜索，死体の処理，障害物の除去，輸送費及び賃金職員等雇上費，実費弁償。（昭和35年宮城県規則第48号「災害救助法施行細則」最終改正 <u>令和4年4月14日</u>）</p> <p>第3及び第4（略）</p>	
228	<p>第6節 自衛隊の災害派遣</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 災害派遣の基準及び要請の手続き</p> <p>1（略）</p> <p>2 自衛隊の自主派遣</p> <p>(1)及び(2)（略）</p> <p>(3) 海難事故，航空機の異常事態を探知する<u>等</u>，災害に際し，自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に，当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。</p> <p>(4)及び(5)（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第3（略）</p>	<p>第6節 自衛隊の災害派遣</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 災害派遣の基準及び要請の手続き</p> <p>1（略）</p> <p>2 自衛隊の自主派遣</p> <p>(1)及び(2)（略）</p> <p>(3) 海難事故，航空機の異常事態を探知する<u>など</u>，災害に際し，自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に，当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。</p> <p>(4)及び(5)（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第3（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
230	<p>第4 派遣部隊の活動内容</p> <p>(1)から(8)まで（略）</p> <p>(9) <u>炊飯</u>及び給水：被災者に対する<u>炊飯</u>及び給水の実施 (<u>新設</u>)</p> <p>(10)（略）</p> <p>(11)（略）</p> <p>(12)（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第5から第7まで（略）</p>	<p>第4 派遣部隊の活動内容</p> <p>(1)から(8)まで（略）</p> <p>(9) <u>給食</u>及び給水：被災者に対する<u>給食</u>及び給水の実施</p> <p>(10) <u>入浴支援：被災者に対する入浴支援の実施</u></p> <p>(11)（略）</p> <p>(12)（略）</p> <p>(13)（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第5から第7まで（略）</p>	<p>➤ 「防災基本計画」の修正</p> <p>➤ 条項ずれ</p>
234	<p>第7節 救急・救助活動</p> <p>第1から第5まで（略）</p> <p>第6 第二管区海上保安本部の活動</p> <p>1 地震・津波等により海難救助等を行うに当たって，災害の種類，規模等に応じて合理的な計画を立て，次に掲げる措置を講じる。その際，救助・救急活動において使用する資機材については，原則として携行するが，必要に応じて民間の協力等を求めることにより，必要な資機材を確保し，効率的な救助・救急活動を行う。</p>	<p>第7節 救急・救助活動</p> <p>第1から第5まで（略）</p> <p>第6 第二管区海上保安本部の活動</p> <p>1 地震・津波等により海難救助等を行うに当たって，災害の種類，規模等に応じて合理的な計画を立て，次に掲げる措置を講じる。その際，救助・救急活動において使用する資機材については，原則として携行するが，必要に応じて民間の協力等を求めることにより，必要な資機材を確保し，効率的な救助・救急活動を行う。</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
	<p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災、爆発及びガス中毒等の発生の防止、船舶の航行を制限し、又は禁止する<u>等</u>を行う。</p> <p>(4) から (6) まで (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>第 7 (略)</p>	<p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災、爆発及びガス中毒等の発生の防止、船舶の航行を制限し、又は禁止する<u>な</u><u>ど</u>を行う。</p> <p>(4) から (6) まで (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>第 7 (略)</p>	
236	<p>第 8 救急・救助活動への支援</p> <p>東北地方整備局、東日本高速道路(株)東北支社、県又は沿岸市町は、高速道路のサービスエリア、道の駅等を警察機関・消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救急・救助活動への支援を行うよう努める。</p> <hr/> <p>第 9 及び第 10 (略)</p>	<p>第 8 救急・救助活動への支援</p> <p>東北地方整備局、東日本高速道路(株)東北支社、県又は沿岸市町は、高速道路のサービスエリア、道の駅等を警察機関・消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救急・救助活動への支援を行うよう努める。</p> <p><u>また、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・港湾等の活動拠点の確保を含む救急・救助活動への支援を行うよう努める。</u></p> <p>第 9 及び第 10 (略)</p>	<p>➤ 「推進基本計画」の修正</p>
236	<p>(新設)</p>	<p><u>第 11 救急・救助用資機材の整備</u></p> <p><u>国、県、市町村及び救助・救急関係機関は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、平時から情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>➤ 「防災基本計画」の修正</p>
237	<p>第 8 節 医療救護活動</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 災害に関する情報の収集及び伝達</p> <p>1 被災地の状況把握・関係団体への情報提供</p> <p>(1) 県は、<u>宮城県救急医療情報システム(災害モード)</u>、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、関係機関との連絡をとる。また、DMAT、消防機関、自衛隊等の関係機関の協力を得て情報の収集と伝達を行う。</p>	<p>第 8 節 医療救護活動</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 災害に関する情報の収集及び伝達</p> <p>1 被災地の状況把握・関係団体への情報提供</p> <p>(1) 県は、<u>広域災害救急医療情報システム(EMIS)</u>、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、関係機関との連絡をとる。また、DMAT、消防機関、自衛隊等の関係機関の協力を得て情報の収集と伝達を行う。</p>	<p>➤ 「宮城県救急医療情報システム」の廃止</p>
237	<p>(2) <u>災害医療本部</u> は、<u>地域災害医療支部</u>、仙台市及び災害拠点病院からの情報を収集し、県内の状況を把握するとともに関係機関と情報を共有する。</p>	<p>(2) <u>保健医療調整本部</u> は、<u>地域保健医療調整本部</u>、仙台市及び災害拠点病院からの情報を収集し、県内の状況を把握するとともに関係機関と情報を共有する。</p>	<p>➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行</p>
237	<p>(3) <u>地域災害医療支部</u> は、管内市町村の医療救護に関する情報を収集、整理</p>	<p>(3) <u>地域保健医療調整本部</u> は、管内市町村の医療救護に関する情報を収集、整理</p>	<p>➤ 「宮城県保</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
	し、 <u>災害医療本部</u> ほか関係機関と情報を共有する。	し、 <u>保健医療調整本部</u> ほか関係機関と情報を共有する。	健医療調整本部設置要綱」の施行
237	2 <u>宮城県救急医療情報システム（災害モード）</u> による情報収集・提供 (1) 医療機関の被災状況、傷病者の受入れの可否などの把握は、 <u>宮城県救急医療情報システム（災害モード）</u> により行う。	2 <u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）</u> による情報収集・提供 (1) 医療機関の被災状況、傷病者の受入れの可否などの把握は、 <u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）</u> により行う。	➤ 「宮城県救急医療情報システム」の廃止
237	(2) <u>宮城県救急医療情報システム</u> で把握できない情報については、 <u>地域災害医療支部</u> が管内市町村の医療救護に関する情報及び管内災害拠点病院の情報の把握に努め、可能な手段により <u>災害医療本部</u> に伝達する。	(2) <u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）</u> で把握できない情報については、 <u>地域保健医療調整本部</u> が管内市町村の医療救護に関する情報及び管内災害拠点病院の情報の把握に努め、可能な手段により <u>保健医療調整本部</u> に伝達する。	➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行
237	3 <u>広域災害・救急医療情報システム（EMIS）への情報入力・収集</u> <u>災害医療本部</u> 及び <u>地域災害医療支部</u> は、DMATの活動状況について、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の情報から収集するほか、直接DMATなどの <u>医療救護チーム</u> から支援情報を収集し、関係機関と情報の提供を行う。	<u>保健医療調整本部</u> 及び <u>地域保健医療調整本部</u> は、DMATの活動状況について、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の情報から収集するほか、直接DMATなどの <u>医療救護活動チーム</u> から支援情報を収集し、関係機関と情報の提供を行う。	➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行
237	第3 医療救護体制・DMAT・医療救護班の派遣・受入れ体制 1 県 (1) <u>災害医療本部</u> の設置 イ 県は、必要に応じて、県災害対策本部の下に、 <u>災害医療本部</u> を設置し、的確な医療救護活動を行うため、被災地内の病院の被害状況等を <u>宮城県救急医療情報システム（災害モード）</u> 及び <u>地域災害医療支部</u> 、市町村等から把握する。	第3 医療救護体制・DMAT・医療救護班の派遣・受入れ体制 1 県 (1) <u>保健医療調整本部</u> の設置 イ 県は、必要に応じて、県災害対策本部の下に、 <u>保健医療調整本部</u> を設置し、的確な医療救護活動を行うため、被災地内の病院の被害状況等を <u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）</u> 及び <u>地域保健医療調整本部</u> 、市町村等から把握する。	➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行
238	ロ 県は、必要に応じて、被災地の <u>保健福祉事務所</u> に <u>地域災害医療支部</u> を設置し、被災地内の病院の被害状況等を市町村等から把握し、 <u>災害医療本部</u> に伝える。 ハ (略)	ロ 県は、必要に応じて、被災地の <u>保健所</u> に <u>地域保健医療調整本部</u> を設置し、被災地内の病院の被害状況等を市町村等から把握し、 <u>保健医療調整本部</u> に伝える。 ハ (略)	➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行
238	(2) DMATの派遣 イ 県は、必要に応じて、 <u>災害医療本部</u> の下にDMAT調整本部を設置する。 ロからニまで (略)	(2) DMATの派遣 イ 県は、必要に応じて、 <u>保健医療調整本部</u> の下にDMAT調整本部を設置する。 ロからニまで (略)	➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
238	<p>(3) 医療救護班の派遣調整</p> <p>イ <u>災害医療本部</u> は、<u>地域災害医療支部</u> からの要請に基づき、県医師会及び県歯科医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社宮城県支部等へ医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>(略)</p>	<p>(3) 医療救護班の派遣調整</p> <p>イ <u>保健医療調整本部</u> は、<u>地域保健医療調整本部</u> からの要請に基づき、県医師会及び県歯科医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社宮城県支部等へ医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>(略)</p>	<p>➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行</p>
238	<p>ロ <u>災害医療本部</u> は、災害の状況又は<u>地域災害医療支部</u>、市町村及び医療機関等からの支援要請に応じ、医療救護班派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。</p>	<p>ロ <u>保健医療調整本部</u> は、災害の状況又は<u>地域保健医療調整本部</u>、市町村及び医療機関等からの支援要請に応じ、医療救護班派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。</p>	<p>➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行</p>
238	<p>ハ <u>災害医療本部</u> は、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターと協議の上で派遣先等の調整を行う。</p>	<p>ハ <u>保健医療調整本部</u> は、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターと協議の上で派遣先等の調整を行う。</p>	<p>➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行</p>
238	<p>ニ <u>地域災害医療支部</u> は、医療救護活動にあたるチーム間で情報を共有し、円滑な医療救護活動を実施するため、<u>地域災害医療連絡会議</u> を設置する。</p> <p>ホ (略)</p>	<p>ニ <u>地域保健医療調整本部</u> は、医療救護活動にあたるチーム間で情報を共有し、円滑な医療救護活動を実施するため、<u>地域災害保健医療連絡会議</u> を設置する。</p> <p>ホ (略)</p>	<p>➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行</p>
238	<p>(4) 医療ボランティアの調整</p> <p><u>県災害医療本部</u> は必要に応じて、ボランティア現地対策本部及び関係機関と連携を図りながら、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターと協議の上で医療ボランティアの被災地への配置について連絡・調整を行う。</p>	<p>(4) 医療ボランティアの調整</p> <p><u>保健医療調整本部</u> は必要に応じて、ボランティア現地対策本部及び関係機関と連携を図りながら、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターと協議の上で医療ボランティアの被災地への配置について連絡・調整を行う。</p>	<p>➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行</p>
238	<p>(5) 活動の継続・引き継ぎ</p> <p>イ 県は、DMATによる活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、(3)に掲げる機関等からの<u>医療チーム</u> 派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとする。その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行う。</p> <p>ロ (略)</p> <p>2から6まで (略)</p> <p>第4及び第5 (略)</p>	<p>(5) 活動の継続・引き継ぎ</p> <p>イ 県は、DMATによる活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、(3)に掲げる機関等からの<u>医療救護活動チーム</u> 派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとする。その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行う。</p> <p>ロ (略)</p> <p>2から6まで (略)</p> <p>第4及び第5 (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
247	<p>第1 目的 （略）</p> <p>緊急輸送活動は、負傷者、病人の搬送や災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送等特に速やかな対応が望まれることから、防災関係機関は密接な連携を保ちながら緊急輸送<u>路</u>を確保し、輸送を実施する。</p>	<p>第1 目的 （略）</p> <p>緊急輸送活動は、負傷者、病人の搬送や災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送等特に速やかな対応が望まれることから、防災関係機関は密接な連携を保ちながら緊急輸送<u>道路</u>を確保し、輸送を実施する。</p>	➤ 記述の適正化
248	<p>第2 県の活動</p> <p>1 （略）</p> <p>2 緊急輸送の対象 （1）から（3）まで （略） （4） その他関連措置 イ 避難路及び緊急<u>通行</u>路確保のための一般車両使用の抑制について、関係機関等に対する協力要請を行う。 ロ及びハ （略） 3から5まで （略） 第3及び第4 （略）</p>	<p>第2 県の活動</p> <p>1 （略）</p> <p>2 緊急輸送の対象 （1）から（3）まで （略） （4） その他関連措置 イ 避難路及び緊急<u>交通</u>路確保のための一般車両使用の抑制について、関係機関等に対する協力要請を行う。 ロ及びハ （略） 3から5まで （略） 第3及び第4 （略）</p>	➤ 記述の適正化
253	<p>第5 陸上交通の確保</p> <p>1及び2 （略）</p> <p>3 緊急通行車両の確認 （1） （略） （2） 申し出事項 （略） イからニまで （略） （新設）</p> <p>ホ その他参考事項 （3）及び（4） （略）</p>	<p>第5 陸上交通の確保</p> <p>1及び2 （略）</p> <p>3 緊急通行車両の確認 （1） （略） （2） 申し出事項 （略） イからニまで （略） <u>ホ 指定行政機関等と災害時の協定・契約を締結した企業・団体等の車両の場合、協定書・契約書等の写し</u> <u>△</u> その他参考事項 （3）及び（4） （略）</p>	➤ 記述の適正化
254	<p>（図略）</p> <p>4及び5 （略）</p>	<p>（図略） <u>※矢印等の修正</u></p> <p>4及び5 （略）</p>	➤ 図の適正化
255	<p>第6 海上交通の確保</p> <p>1 第二管区海上保安本部の役割 （1）から（4）まで （略） （5） 水路の水深に異状を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うと</p>	<p>第6 海上交通の確保</p> <p>1 第二管区海上保安本部の役割 （1）から（4）まで （略） （5） 水路の水深に異状を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うと</p>	➤ 記述の適正化

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
	<p>沿岸市町は、津波警報等が発表された場合、又は津波による浸水が発生すると予想される場合は、速やかに的確な避難指示等を発令し、関係機関の協力のもとに安全かつ効率的な避難誘導を行う。</p>	<p>沿岸市町は、津波警報等が発表された場合、又は津波による浸水が発生すると予想される場合は、速やかに的確な避難の指示等を行い、関係機関の協力のもとに安全かつ効率的な避難誘導を行う。この際、県は、時機を失することなく避難の指示等が行われるよう、沿岸市町に積極的に助言を行う。</p> <p>さらに、沿岸市町は、避難指示等を行うに当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</p>	<p>化 ▶ 「防災基本計画」の修正</p>
260	<p>1 避難指示等を行う者 避難指示等を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である沿岸市町長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。また、災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。</p> <p>(1) から (5) まで (略) 2から6まで (略)</p>	<p>1 避難の指示等を行う者 避難の指示等を行うべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である沿岸市町長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。また、災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。</p> <p>(1) から (5) まで (略) 2から6まで (略)</p>	<p>▶ 記述の適正化</p>
261	<p>7 遠地地震の場合の避難指示等 本県から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震情報」の中で発表する場合がある。沿岸市町は、この「遠地地震情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難、避難指示の発令を検討するものとする。</p> <p>第4及び第5 (略)</p>	<p>7 遠地地震の場合の避難指示等 本県から遠く離れた場所で発生した地震や火山噴火等に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から日本への津波の有無についての情報を「遠地地震情報」の中で発表する場合がある。沿岸市町は、この「遠地地震情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難、避難指示の発令を検討するものとする。</p> <p>第4及び第5 (略)</p>	<p>▶ 記述の適正化</p>
265	<p>第6 避難所の開設及び運営 指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、沿岸市町は、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に指定避難所を開設し、収容保護する。</p> <p>(略)</p>	<p>第6 避難所の開設及び運営 指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、沿岸市町は、津波や土砂災害等の危険性を十分配慮し、指定避難所を開設するとともに、住民に対し周知を。</p> <p>(略)</p>	<p>▶ 記述の適正化</p>
265	<p>1 指定避難所の開設 (1) (略) (2) 沿岸市町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。 (3) から (5) まで (略)</p>	<p>1 指定避難所の開設 (1) (略) (2) 沿岸市町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知するなど、避難の円滑化に努める。 (3) から (5) まで (略)</p>	<p>▶ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
265	<p>2 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所の管理</p> <p>イ 適切な運営管理の実施</p> <p>沿岸市町は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。</p> <p>この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した <u>外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他市町村に対して協力を求める。</u></p> <p>ロからへまで (略)</p> <p>(2) から (8) まで (略)</p> <p>第7から第12まで (略)</p>	<p>2 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所の管理</p> <p>イ 適切な運営管理の実施</p> <p>沿岸市町は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。</p> <p>この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した <u>NPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他市町村に対して協力を求める。</u></p> <p>ロからへまで (略)</p> <p>(2) から (8) まで (略)</p> <p>第7から第12まで (略)</p>	<p>➤ 「防災基本計画」の修正</p>
272	<p>第13節 応急仮設住宅等の確保</p> <p><主な実施機関></p> <p>県（復興・危機管理部、<u>土木部</u>）、沿岸市町</p> <p>第1から第7まで (略)</p>	<p>第13節 応急仮設住宅等の確保</p> <p><主な実施機関></p> <p>県（復興・危機管理部、<u>保健福祉部</u>、土木部）、沿岸市町</p> <p>第1から第7まで (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
282	<p>第14節及び第15節 (略)</p> <p>第16 愛玩動物の収容対策</p> <p><主な実施機関></p> <p>県（<u>環境生活部</u>、保健福祉部）、県警察本部、沿岸市町、東北地方環境事務所、(公社)宮城県獣医師会</p>	<p>第14節及び第15節 (略)</p> <p>第16 愛玩動物の収容対策</p> <p><主な実施機関></p> <p>県（<u>復興・危機管理部</u>、環境生活部、保健福祉部）、県警察本部、沿岸市町、東北地方環境事務所、(公社)宮城県獣医師会</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
284	<p>第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</p> <p><主な実施機関></p> <p>県（復興・危機管理部、環境生活部、保健福祉部、経済商工観光部、農政部、水産林政部、企業局）、市町村、東北農政局、自衛隊、日本赤十字社宮城県支部、(公社)宮城県トラック協会、<u>日本郵便（株）東北支社</u></p> <p>第1 (略)</p>	<p>第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</p> <p><主な実施機関></p> <p>県（復興・危機管理部、環境生活部、保健福祉部、経済商工観光部、農政部、水産林政部、企業局）、市町村、東北農政局、自衛隊、日本赤十字社宮城県支部、(公社)宮城県トラック協会、<u>宮城県倉庫協会</u>、日本郵便（株）東北支社</p> <p>第1 (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
284	<p>第2 食料・物資等調達体制の整備</p> <p>1から4まで (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第2 食料・物資等調達体制の整備</p> <p>1から4まで (略)</p> <p><u>5 積雪寒冷地特有の課題への対応</u></p> <p><u>積雪寒冷地においては、積雪や凍結等により、物資輸送が遅延するおそれがあることを考慮した、備蓄・調達体制の整備について配慮する。</u></p>	<p>➤ 「推進基本計画」の修正</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
285	<p>第3（略）</p> <p>第4 食料</p> <p>1 食料の調達・供給</p> <p>(1) から (3) まで（略）</p> <p>(新設)</p>	<p>第3（略）</p> <p>第4 食料</p> <p>1 食料の調達・供給</p> <p>(1) から (3) まで（略）</p> <p>(4) 県及び沿岸市町は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</p>	<p>➤ 「防災基本計画」の修正</p>
287	<p>2 米穀</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 供給</p> <p>イからハまで（略）</p> <p>ニ 炊き出しの実施</p> <p>被災沿岸市町は、災害救助法が適用された災害により、避難所に避難する等炊事のできない者に対し、炊き出しその他による食料の供与を行う。</p> <p>(略)</p> <p>3から8まで（略）</p> <p>第5から第9まで（略）</p>	<p>2 米穀</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 供給</p> <p>イからハまで（略）</p> <p>ニ 炊き出しの実施</p> <p>被災沿岸市町は、災害救助法が適用された災害により、避難所に避難するなど炊事のできない者に対し、炊き出しその他による食料の供与を行う。</p> <p>(略)</p> <p>3から8まで（略）</p> <p>第5から第9まで（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
293	<p>第18節 防疫・保健衛生活動</p> <p><主な実施機関></p> <p>県（環境生活部、保健福祉部_____）、沿岸市町</p> <p>第1及び第2（略）</p>	<p>第18節 防疫・保健衛生活動</p> <p><主な実施機関></p> <p>県（環境生活部、保健福祉部、教育庁）、沿岸市町</p> <p>第1及び第2（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
294	<p>第3 保健対策</p> <p>1 健康調査、健康相談</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 避難所や仮設住宅での配慮</p> <p>(略)</p> <p>特に高齢者は、エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病になりやすいため、他者とのコミュニケーションが図れるよう配慮するとともに、適度に体を動かせる機会を提供する等、心身機能の低下を予防するよう、指導を行う。</p> <p>(3)及び(4)（略）</p> <p>2から4まで（略）</p>	<p>第3 保健対策</p> <p>1 健康調査、健康相談</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 避難所や仮設住宅での配慮</p> <p>(略)</p> <p>特に高齢者は、エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病になりやすいため、他者とのコミュニケーションが図れるよう配慮するとともに、適度に体を動かせる機会を提供するなど、心身機能の低下を予防するよう、指導を行う。</p> <p>(3)及び(4)（略）</p> <p>2から4まで（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
	第4（略）	第4（略）	
	第19節（略）	第19節（略）	
299	第20節（略） 第1及び第2（略） 第3 処理体制 1（略） 2 沿岸市町は、災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置場、最終処分場の確保を検討する等、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。 3から7まで（略） 第4から第6まで（略）	第20節（略） 第1及び第2（略） 第3 処理体制 1（略） 2 沿岸市町は、災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置場、最終処分場の確保を検討するなど、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。 3から7まで（略） 第4から第6まで（略）	▶ 記述の適正化
302	第21節 社会秩序維持活動 <主な実施機関> 県（環境生活部）、沿岸市町、県警察本部、東北経済産業局、第二管区海上保安本部 第1から第4まで（略）	第21節 社会秩序維持活動 <主な実施機関> 県（環境生活部）、 <u>県警察本部</u> 、 <u>沿岸市町</u> 、東北経済産業局、第二管区海上保安本部 第1から第4まで（略）	▶ 記述の適正化
	第22節（略）	第22節（略）	
308	第23節 防災資機材及び労働力の確保 第1及び第2（略） 第3 労働者の確保（略） 1 関係機関の常備労働者及び関係業者等労働者の動員 2から4まで（略） 第4から第6まで（略）	第23節 防災資機材及び労働力の確保 第1及び第2（略） 第3 労働者の確保（略） 1 関係機関の常用労働者及び関係業者等労働者の動員 2から4まで（略） 第4から第6まで（略）	▶ 記述の適正化
311	第24節 公共土木施設等の応急対策 第1（略） 第2 交通対策 1 道路 県公安委員会は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、 <u>避難路</u> についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知する。 道路管理者は、情報板などにより、津波発生に関する情報や地震被害による通行規制情報の提供に努めることとし、 <u>避難所へのアクセス道路等</u> について	第24節 公共土木施設等の応急対策 第1（略） 第2 交通対策 1 道路 県公安委員会は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、 <u>避難経路としての使用が想定される区間</u> についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知する。 道路管理者は、情報板などにより、津波発生に関する情報や地震被害による通行規制情報の提供に努めることとし、 <u>緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路等</u> について	▶ 「推進基本計画」の修正

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
	施設ごとに別に定める。	施設ごとに別に定める。	
321	<p>2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置</p> <p>(1) 災害対策本部又はその支部が置かれる庁舎等の管理者は、第14の1(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。</p> <p>イからハまで (略)</p> <p>(2) 及び(3) (略)</p>	<p>2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置</p> <p>(1) 災害対策本部又はその支部が置かれる庁舎等の管理者は、第16の1(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。</p> <p>イからハまで (略)</p> <p>(2) 及び(3) (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
321	<p>3 工事中の建築物等に対する_____措置</p> <p>工事中の建築物その他の工作物又は施設については、施工者は、原則として工事を中断する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>3 工事中の建築物等に対する<u>安全確保上実施すべき措置</u></p> <p>工事中の建築物その他の工作物又は施設については、施工者は、原則として工事を中断する。</p> <p><u>なお、特別な必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。</u></p>	<p>➤ 「推進基本計画」の修正</p>
	第25節から第27節まで (略)	第25節から第27節まで (略)	
336	<p>第28節 二次災害・複合災害防止対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 二次災害の防止活動</p> <p>1 県及び沿岸市町又は事業者の対応</p> <p>(1) から(4)まで (略)</p> <p>(5) 水道事業者は、漏水による道路陥没等の発生、汚水の混入による衛生障害発生防止等に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。</p> <p>(6) から(9)まで (略)</p> <p>2から9まで (略)</p> <p>第3 (略)</p>	<p>第28節 二次災害・複合災害防止対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 二次災害の防止活動</p> <p>1 県及び沿岸市町又は事業者の対応</p> <p>(1) から(4)まで (略)</p> <p>(5) 水道事業者等は、漏水による道路陥没等の発生、汚水の混入による衛生障害発生防止等に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。</p> <p>(6) から(9)まで (略)</p> <p>2から9まで (略)</p> <p>第3 (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
339	<p>第29節 応急公用負担等の実施</p> <p><主な実施機関></p> <p>県、<u>沿岸市町</u>、<u>県警察本部</u>、<u>自衛隊</u>、<u>第二管区海上保安本部</u></p> <p>第1から第5まで (略)</p>	<p>第29節 応急公用負担等の実施</p> <p><主な実施機関></p> <p>県、<u>県警察本部</u>、<u>沿岸市町</u>、<u>第二管区海上保安本部</u>、<u>自衛隊</u></p> <p>第1から第5まで (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
	第30節及び第31節 (略)	第30節及び第31節 (略)	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考																				
	第4章 災害復旧・復興対策	第4章 災害復旧・復興対策																					
346	<p>第1節 災害復旧・復興計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 災害復旧・復興の基本方向の決定等</p> <p>1から3まで (略)</p> <p>4 職員派遣等の要請</p> <p>県及び沿岸市町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。</p> <p>(略)</p> <p>第3から第6まで (略)</p>	<p>第1節 災害復旧・復興計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 災害復旧・復興の基本方向の決定等</p> <p>1から3まで (略)</p> <p>4 職員派遣等の要請</p> <p>県及び沿岸市町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。<u>特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3から第6まで (略)</p>	<p>▶ 「防災基本計画」の修正</p>																				
351	<p>第2節 生活再建支援</p> <p><主な実施機関></p> <p>県（<u>復興・危機管理部</u>、保健福祉部、経済商工観光部、土木部、教育庁）、沿岸市町、東北財務局、日本銀行仙台支店、県社会福祉協議会</p> <p>第1から第3まで (略)</p>	<p>第2節 生活再建支援</p> <p><主な実施機関></p> <p>県（<u>総務部</u>、復興・危機管理部、保健福祉部、経済商工観光部、土木部、教育庁）、沿岸市町、東北財務局、日本銀行仙台支店、県社会福祉協議会</p> <p>第1から第3まで (略)</p>	<p>▶ 記述の適正化</p>																				
352	<p>第4 被災者生活再建支援制度</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象世帯</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第4 被災者生活再建支援制度</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象世帯</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）</u></p>	<p>▶ 「被災者生活再建支援法」の改正</p>																				
353	<p>3 支給額</p> <p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、単数世帯の支給額は各該当欄の金額の3/4となる。</p> <p><u>(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</u></p> <table border="1"> <tr> <td>被害程度</td> <td>全壊</td> <td>解体（半壊・敷地被害）</td> <td>長期避難</td> <td>大規模半壊</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p><u>(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</u></p> <table border="1"> <tr> <td>再建方法</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃貸公営住宅以外</td> </tr> </table>	被害程度	全壊	解体（半壊・敷地被害）	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	再建方法	建設・購入	補修	賃貸公営住宅以外	<p>3 支給額</p> <p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、単数世帯の支給額は各該当欄の金額の3/4となる。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">被害程度</td> <td colspan="2">支給額</td> <td rowspan="2">計</td> </tr> <tr> <td><u>住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</u></td> <td><u>住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</u></td> </tr> </table>	被害程度	支給額		計	<u>住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</u>	<u>住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</u>	<p>▶ 「被災者生活再建支援法」の改正</p>
被害程度	全壊	解体（半壊・敷地被害）	長期避難	大規模半壊																			
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																			
再建方法	建設・購入	補修	賃貸公営住宅以外																				
被害程度	支給額		計																				
	<u>住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</u>	<u>住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</u>																					

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）				修正後					備考
	支給額	200万円	100万円	100万円	全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円	
				解体（半壊・敷地被害）	補修		100万円	200万円		
				長期避難	賃貸（公営住宅以外）		50万円	150万円		
				大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円		
						補修	100万円	150万円		
				中規模半壊	二	賃貸（公営住宅以外）	50万円	100万円		
						建設・購入	100万円	100万円		
						補修	50万円	50万円		
						賃貸（公営住宅以外）	25万円	25万円		
4	(略)				4 (略)					
353	5 被災者生活再建支援法人の指定 被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として、（公財）都道府県会館が指定されており、県は、支援金の支給に関する事務の全部をこの支援法人に委託している。				5 被災者生活再建支援法人の指定 被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として、（公財）都道府県センターが指定されており、県は、支援金の支給に関する事務の全部をこの支援法人に委託している。					➤ 法人の名称変更
353	6 支援金支給手続き 被災者世帯主は、被災住所地の市区町村に支給申請書を提出する。提出を受けた市区町村は、申請書等を確認、取りまとめの上、県へ送付する。 県は、各市区町村から送付された申請書等を確認、取りまとめの上、委託先である（公財）都道府県会館へ送付する。送付を受けた（公財）都道府県会館は申請書類を審査の上、支給を決定し、被災者に支援金が支給される。 7及び8 (略) 第5から第9まで (略)				6 支援金支給手続き 被災者世帯主は、被災住所地の市区町村に支給申請書を提出する。提出を受けた市区町村は、申請書等を確認、取りまとめの上、県へ送付する。 県は、各市区町村から送付された申請書等を確認、取りまとめの上、委託先である（公財）都道府県センターへ送付する。送付を受けた（公財）都道府県センターは申請書類を審査の上、支給を決定し、被災者に支援金が支給される。 7及び8 (略) 第5から第9まで (略)					➤ 法人の名称変更
355	第10 応急金融対策 1 日本銀行仙台支店の措置 (1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 イ 通貨の円滑な供給の確保 被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な				第10 応急金融対策 1 日本銀行仙台支店の措置 (1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 イ 通貨の円滑な供給の確保 被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な					➤ 記述の適正化

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
	措置を講ずること <u>等</u> により，通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。(略) ロ及びハ (略) (2) から (6) まで (略) 2 及び 3 (略) 第11及び第12 (略)	措置を講ずること <u>など</u> により，通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。(略) ロ及びハ (略) (2) から (6) まで (略) 2 及び 3 (略) 第11及び第12 (略)	
	第3節から第8節まで (略)	第3節から第8節まで (略)	